

「障害者雇用状況報告」の集計結果について

(平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況)

概況

1 民間企業 (56人以上規模の企業)

○ 障害者雇用は、着実に進展している。

- * 実雇用率 1.52% (前年比 +0.03%[※]ポイント)
- * 法定雇用率達成企業の割合 43.4% (前年比 + 1.3%[※]ポイント)
- * 雇用されている障害者の数 (注) 約 28万4千人
(前年比 + 5.5%、+約1万5千人)

※ 実雇用率が1.5%台となったのは、初めて。

※ 実雇用率の内訳をみると、身体1.28%、知的0.23%、精神0.01%。

○ しかしながら、改善を要する点も多い。

- * 中小企業の実雇用率は、引き続き低い水準。特に100人～299人規模の企業は、実雇用率が企業規模別で最低(1.27%)。
- * 1,000人以上規模の企業は、実雇用率は高い水準(1.69%)。しかし、法定雇用率達成企業の割合は、企業規模別で最低(36.9%)。

○ 本年4月から実雇用率の算定対象とされた精神障害者については、民間企業に雇用されている数(注)が、約2千人。

(注) 雇用されている障害者の数については、

- ・ 重度身体障害者・重度知的障害者は、ダブルカウント
- ・ 精神障害者である短時間労働者は、0.5カウント

2 国及び地方公共団体の機関

○ 都道府県等の教育委員会を除き、全体として法定雇用率を達成している。

(法定雇用率2.1%の機関)

* 国の機関	2.17%	(前年比 +0.03%ポイント)
* 都道府県の機関	2.37%	(前年比 +0.03%ポイント)
知事部局	2.38%	(前年比 +0.02%ポイント)
その他の機関	2.31%	(前年比 +0.08%ポイント)
* 市町村の機関	2.23%	(前年比 +0.02%ポイント)

(法定雇用率2.0%の機関)

* 教育委員会	1.46%	(前年比 +0.07%ポイント)
都道府県教育委員会	1.41%	(前年比 +0.08%ポイント)
市町村教育委員会	1.80%	(前年比 +0.03%ポイント)

3 特殊法人 (独立行政法人、国立大学法人等)

○ 246法人中、約半数が法定雇用率を達成していない。

* 実雇用率	1.56%	(前年比 +0.03%ポイント)
* 法定雇用率達成法人の割合	54.5%	(前年比 +9.7%ポイント)

取組の強化

○ 新しい指導基準に基づき、民間企業に対する雇用率達成指導を強化するとともに、公的機関についても、指導の目標を設定して、一層の指導の徹底を図る。

○ 精神障害者については、引き続き、雇用率制度や各種の雇用支援策の活用を通じて、その雇用の促進を図る。

平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	18,652,344 人	283,750.5 人	1.52 %	29,120 / 67,168	43.4 %
		< 281,833 人 >	< 1.51 % >		
	(18,091,871 人)	(269,066 人)	(1.49 %)	(27,577 / 65,449)	(42.1 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	303,632 人	6,585.0 人	2.17 %	38 / 39	97.4 %
		< 6,543 人 >	< 2.15 % >		
	(303,432 人)	(6,496 人)	(2.14 %)	(37 / 43)	(86.0 %)
行政機関	276,619 人	5,977.0 人	2.16 %	29 / 30	96.7 %
		< 5,936 人 >	< 2.15 % >		
	(276,352 人)	(5,891 人)	(2.13 %)	(28 / 34)	(82.4 %)
立法機関	3,337 人	74.0 人	2.22 %	5 / 5	100.0 %
		< 73 人 >	< 2.19 % >		
	(3,351 人)	(73 人)	(2.18 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	23,676 人	534.0 人	2.26 %	4 / 4	100.0 %
		< 534 人 >	< 2.26 % >		
	(23,729 人)	(532 人)	(2.24 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	345,142 人	8,176.0 人	2.37 %	148 / 163	90.8 %
		< 8,150 人 >	< 2.36 % >		
	(355,482 人)	(8,318 人)	(2.34 %)	(136 / 156)	(87.2 %)
都道府県知事部局	286,083 人	6,809.0 人	2.38 %	46 / 47	97.9 %
		< 6,799 人 >	< 2.38 % >		
	(296,240 人)	(6,997 人)	(2.36 %)	(45 / 47)	(95.7 %)
その他の都道府県機関	59,059 人	1,367.0 人	2.31 %	102 / 116	87.9 %
		< 1,351 人 >	< 2.29 % >		
	(59,242 人)	(1,321 人)	(2.23 %)	(91 / 109)	(83.5 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	985,625 人	21,953.0 人	2.23 %	2,037 / 2,624	77.6 %
	< 21,838 人 >	< 2.22 % >			
	(986,517 人)	(21,819 人)	(2.21 %)	(2,902 / 3,771)	(77.0 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	658,741 人	9,648.0 人	1.46 %	77 / 152	50.7 %
	< 9,637 人 >	< 1.46 % >			
	(670,333 人)	(9,317 人)	(1.39 %)	(65 / 134)	(48.5 %)
都道府県 教育委員会	566,655 人	7,995.0 人	1.41 %	2 / 47	4.3 %
	< 7,987 人 >	< 1.41 % >			
	(577,699 人)	(7,674 人)	(1.33 %)	(1 / 47)	(2.1 %)
市町村 教育委員会	92,086 人	1,653.0 人	1.80 %	75 / 105	71.4 %
	< 1,650 人 >	< 1.79 % >			
	(92,634 人)	(1,643 人)	(1.77 %)	(64 / 87)	(73.6 %)

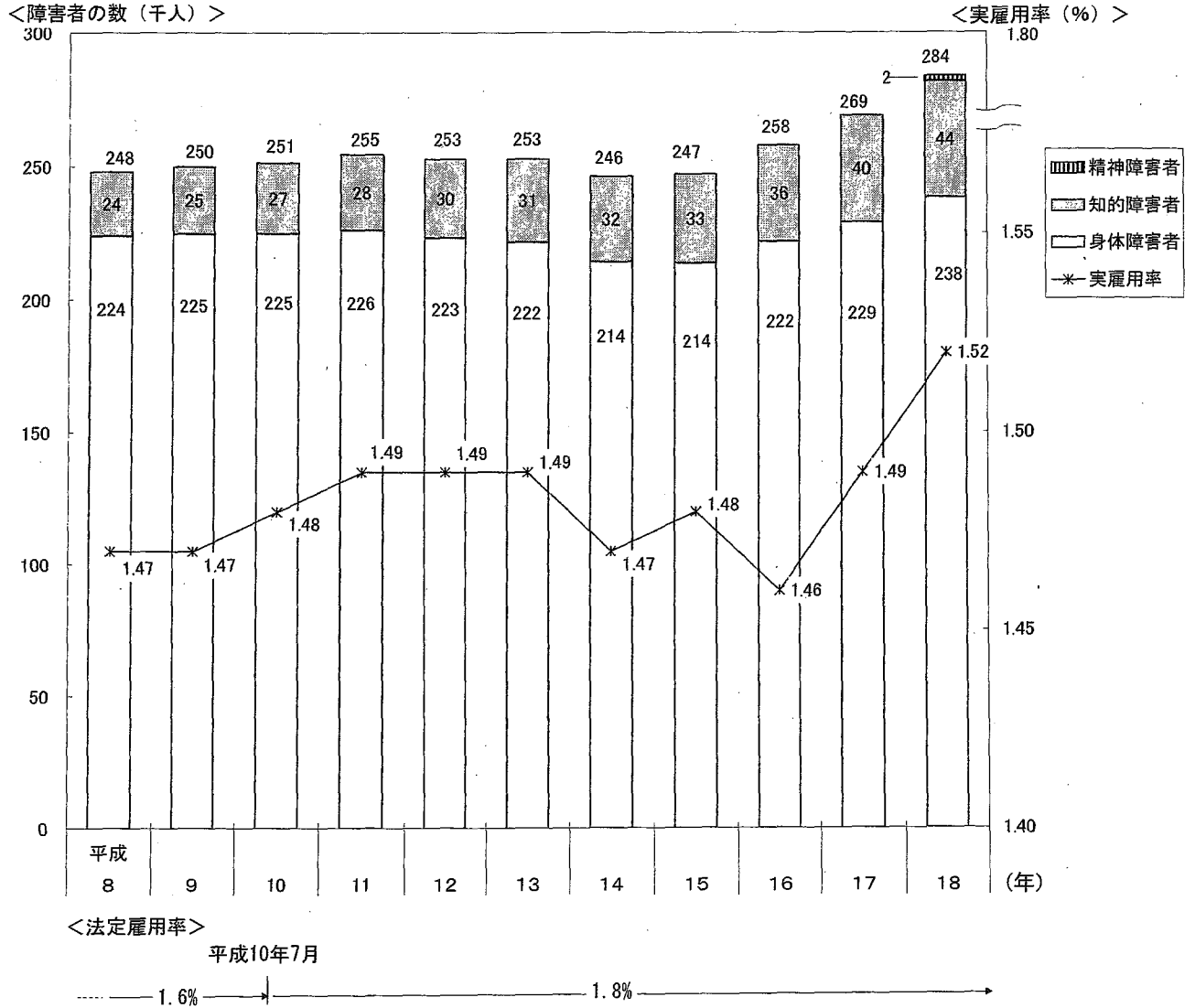
3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人	451,534 人	7,053.5 人	1.56 %	134 / 246	54.5 %
	< 6,904 人 >	< 1.53 % >			
	(442,785 人)	(6,775 人)	(1.53 %)	(104 / 232)	(44.8 %)
独立行政法人 等	436,064 人	6,780.5 人	1.55 %	102 / 198	51.5 %
	< 6,633 人 >	< 1.52 % >			
	(437,281 人)	(6,663 人)	(1.52 %)	(85 / 200)	(42.5 %)
地方独立行政 法人等	15,470 人	273.0 人	1.76 %	32 / 48	66.7 %
	< 271 人 >	< 1.75 % >			
	(5,504 人)	(112 人)	(2.03 %)	(19 / 32)	(59.4 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。
- 7 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

～平成17年度

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

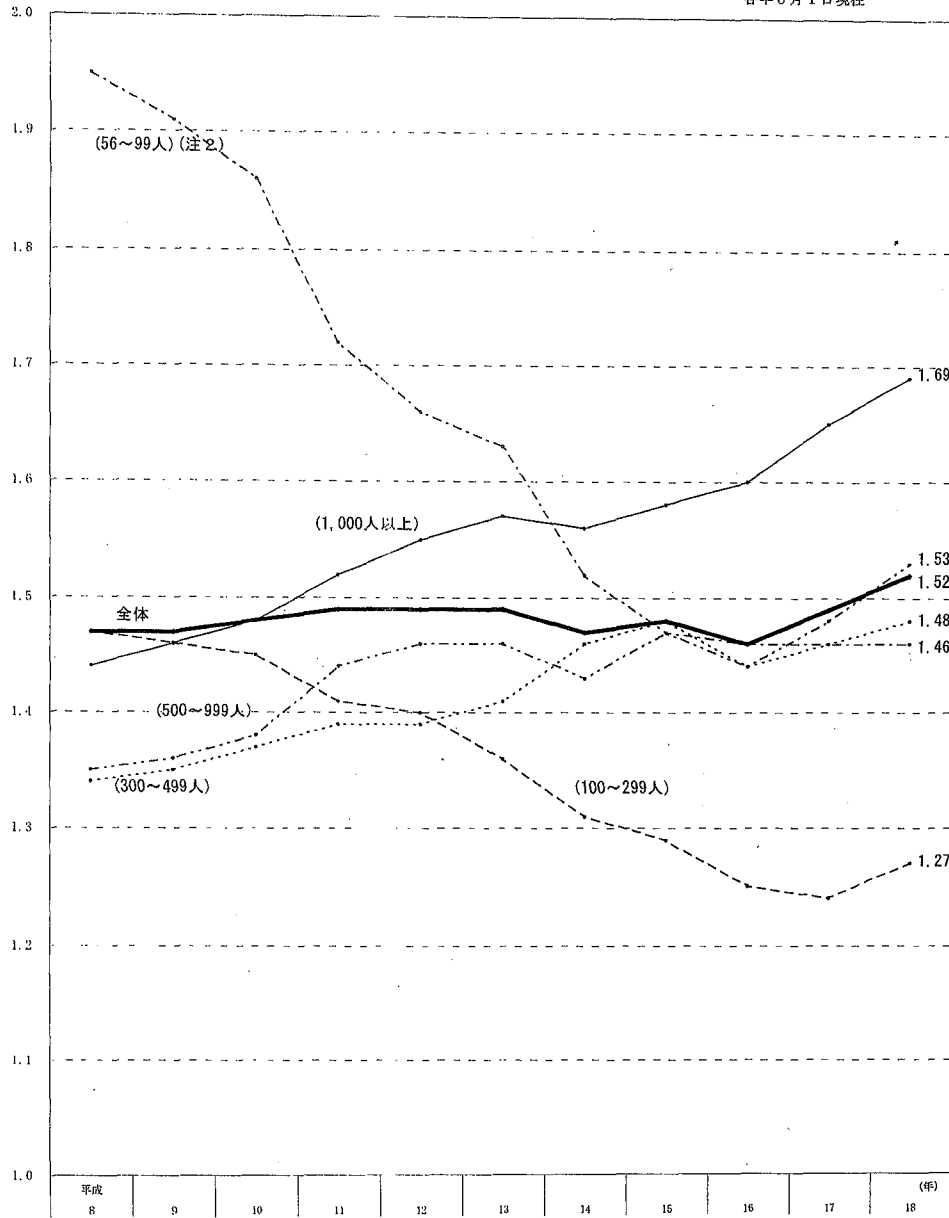
平成18年度

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

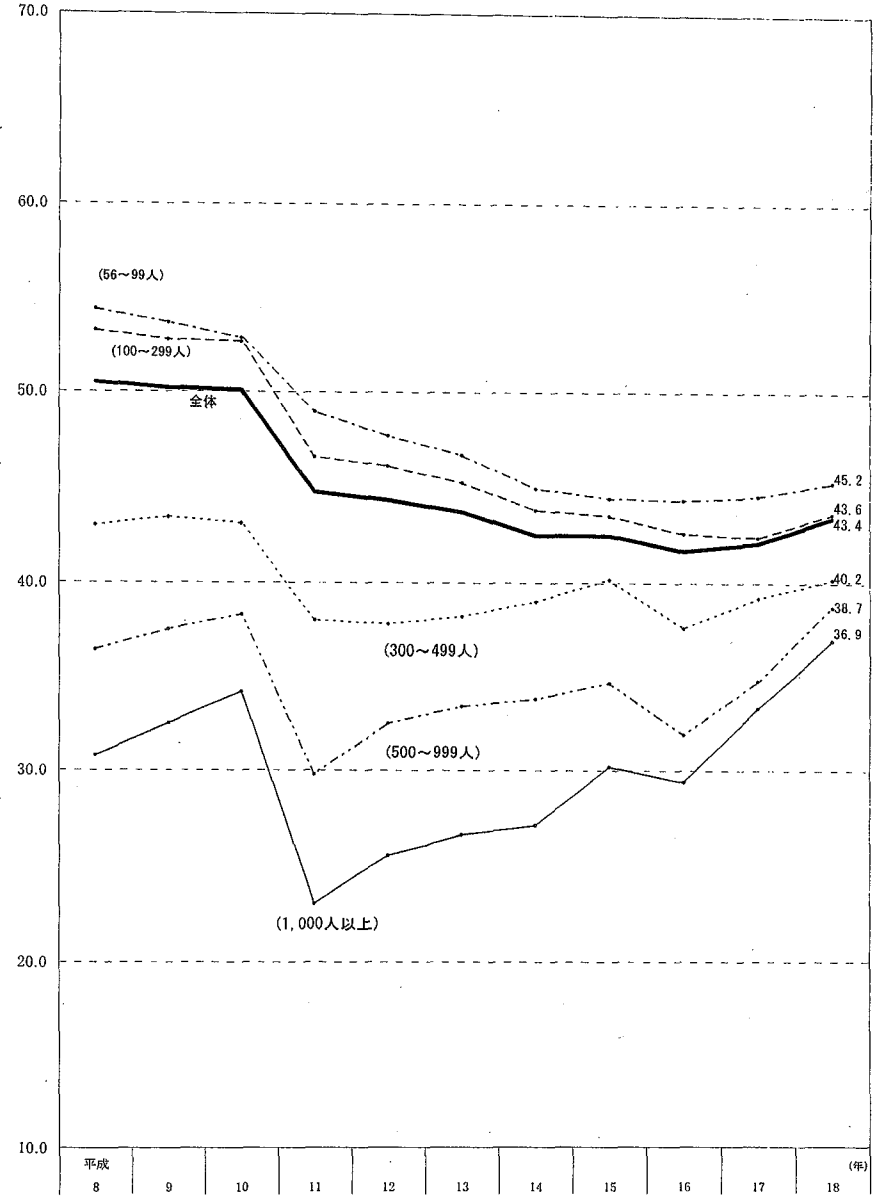
(%) (2) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



(%) (3) 企業規模別達成企業割合

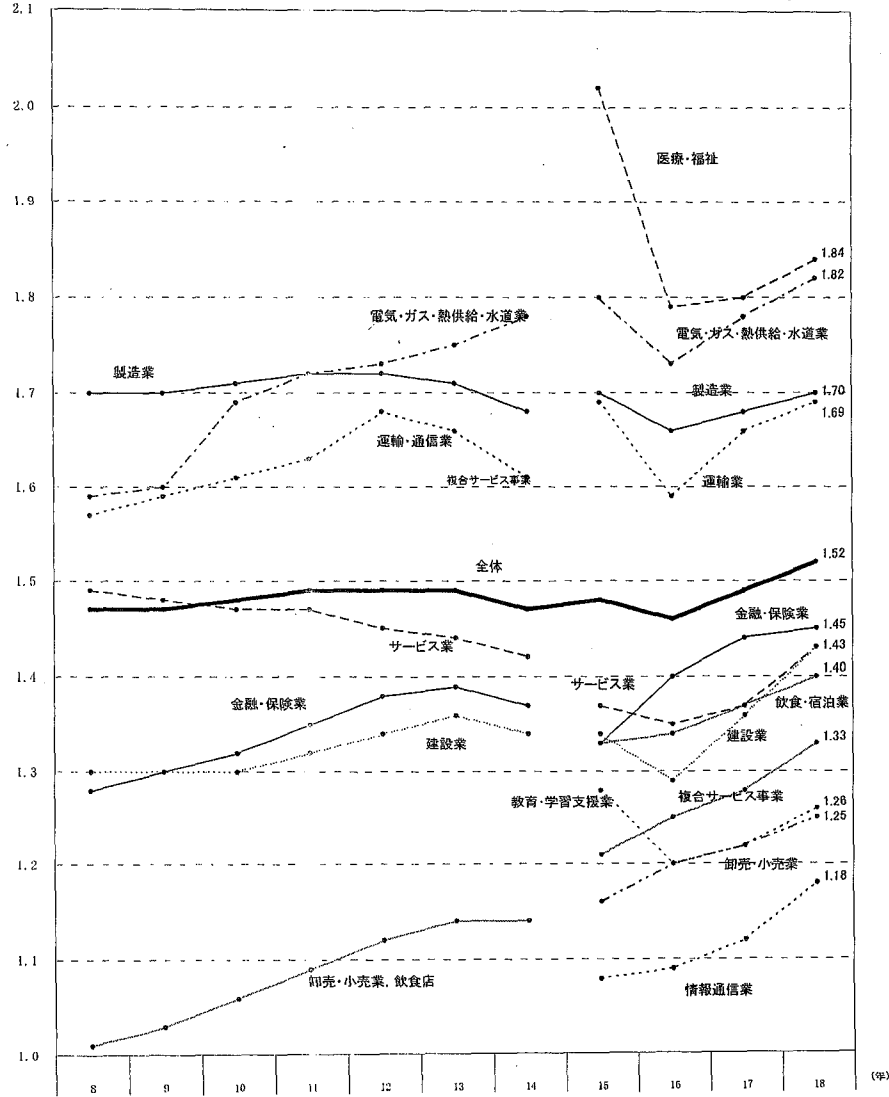
各年6月1日現在



(4) 産業別実雇用率

(%)

各年6月1日現在

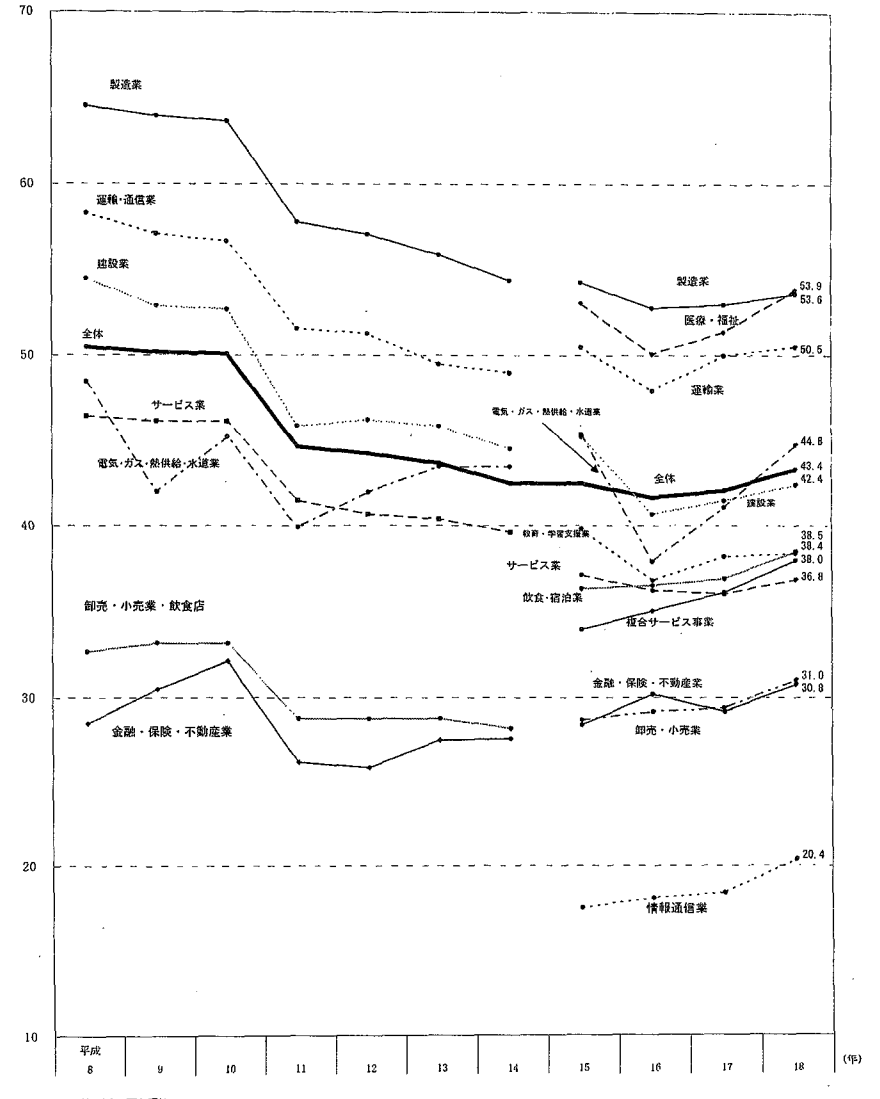


注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 注2 平成15年より産業分類が変更になっている。

(5) 産業別達成企業割合

(%)

各年6月1日現在



注 (4)の図と同じ。

厚生労働省発表
平成18年12月14日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長 土屋 喜久
主任障害者雇用専門官 白 兼 俊 貴
障害者雇用専門官 澤 口 浩 司
電話 5253-1111(内)5784, 5857
3502-6775(直通)

民間企業の障害者の実雇用率は、1.52%

(平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成18年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

民間企業（56人以上規模の企業）においては、

- 雇用されている障害者の数（注）が、前年に比べて5.5%（約1万5千人）増加し、約28万4千人となったこと
- 実雇用率が、前年に比べて0.03%ポイント上昇し、1.52%となったこと（精神障害者が実雇用率の算定対象とされていなかった前年と同様に算定すると、前年に比べて0.02%ポイントの上昇で、1.51%）
- 法定雇用率達成企業の割合が、前年に比べて1.3%ポイント上昇し、43.4%となったこと

等、障害者雇用の着実な進展が見られる（実雇用率が1.5%台となったのは、初めて）。

しかしながら、

- 中小企業の実雇用率は引き続き低い水準にあり、特に100～299人規模の企業においては、実雇用率（1.27%）が企業規模別で最も低くなっていること
 - 1,000人以上規模の企業においては、実雇用率は高い水準（1.69%）にあるものの、法定雇用率達成企業の割合（36.9%）が企業規模別で最も低くなっていること
- 等、引き続き改善を要する点も多い状況となっている。

このため、厚生労働省としては、新しい指導基準（11 ページ参照）に基づき、民間企業に対する障害者雇用率達成指導を強化するとともに、公的機関についても、障害者雇用率達成指導の目標を設定して、一層の指導の徹底を図っていくこととしている。

また、昨年の障害者雇用促進法の改正により、平成18年4月1日から精神障害者が実雇用率の算定対象とされたが、今般の集計では、民間企業に雇用されている精神障害者の数（注）は1,917.5人となっており、引き続き、障害者雇用率制度や各種の雇用支援策の活用を通じて、その雇用の促進を図ることとする。

（注）雇用されている障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者以外）については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は283,750.5人で、前年より5.5%（約1万5千人）増加した。

このうち、身体障害者は238,267人、知的障害者は43,566人、精神障害者は1,917.5人であった。

実雇用率は1.52%（前年は1.49%）、法定雇用率達成企業の割合は43.4%（前年は42.1%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.52%）と比較すると、

* 1,000人以上規模企業（1.69%）及び500～999人規模企業（1.53%）は、それぞれ上回ったが、

* 300～499人規模企業（1.48%）、56～99人規模企業（1.46%）及び100～299人規模企業（1.27%）では、それぞれ下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、すべての規模の企業で、前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

産業別では、雇用されている障害者の数は、鉱業以外のすべての業種で増加した。実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.52%）と比較すると、

* 医療・福祉(1.84%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.82%)、製造業(1.70%)及び運輸業(1.69%)では、それぞれ上回ったが、

* 金融・保険・不動産業(1.45%)、サービス業(1.43%)、建設業(1.43%)、飲食店・宿泊業(1.40%)、複合サービス事業(1.33%)、教育・学習支援業(1.26%)、卸売・小売業(1.25%)及び情報通信業(1.18%)では、それぞれ下回った。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、58.7%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の64.1%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

平成18年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、195社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、9,109.0人であった。

このうち、身体障害者は6,127人、知的障害者は2,932人、精神障害者は50.0人であった。

〔詳細表1(7)〕

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は6,585.0人で、前年より1.4%増加した。実雇用率は、2.17%であった（前年は2.14%）。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は8,176.0人で、前年より1.7%減少した。実雇用率は、2.37%であった（前年は2.34%）。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は21,953.0人で、前年より0.6%増加した。実雇用率は、2.23%であった（前年は2.21%）。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は9,648.0人で、前年より3.6%増加した。実雇用率は、1.46%であった（前年は1.39%）。

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

3 特殊法人における雇用状況

特殊法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は7,053.5人で、前年より4.1%増加した。実雇用率は、1.56%であった（前年は1.53%）。

〔総括表3、詳細表3、4(5)〕

平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	18,652,344 人	283,750.5 人	1.52 %	29,120 / 67,168	43.4 %
	< 18,091,871 人 >	< 281,833 人 >	< 1.51 % >		
	(18,091,871 人)	(269,066 人)	(1.49 %)	(27,577 / 65,449)	(42.1 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	303,632 人	6,585.0 人	2.17 %	38 / 39	97.4 %
	< 303,432 人 >	< 6,543 人 >	< 2.15 % >		
	(303,432 人)	(6,496 人)	(2.14 %)	(37 / 43)	(86.0 %)
行政機関	276,619 人	5,977.0 人	2.16 %	29 / 30	96.7 %
	< 276,352 人 >	< 5,936 人 >	< 2.15 % >		
	(276,352 人)	(5,891 人)	(2.13 %)	(28 / 34)	(82.4 %)
立法機関	3,337 人	74.0 人	2.22 %	5 / 5	100.0 %
	< 3,351 人 >	< 73 人 >	< 2.19 % >		
	(3,351 人)	(73 人)	(2.18 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	23,676 人	534.0 人	2.26 %	4 / 4	100.0 %
	< 23,729 人 >	< 534 人 >	< 2.26 % >		
	(23,729 人)	(532 人)	(2.24 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	345,142 人	8,176.0 人	2.37 %	148 / 163	90.8 %
	< 355,482 人 >	< 8,150 人 >	< 2.36 % >		
	(355,482 人)	(8,318 人)	(2.34 %)	(136 / 156)	(87.2 %)
都道府県知事部局	286,083 人	6,809.0 人	2.38 %	46 / 47	97.9 %
	< 296,240 人 >	< 6,799 人 >	< 2.38 % >		
	(296,240 人)	(6,997 人)	(2.36 %)	(45 / 47)	(95.7 %)
その他の都道府県機関	59,059 人	1,367.0 人	2.31 %	102 / 116	87.9 %
	< 59,242 人 >	< 1,351 人 >	< 2.29 % >		
	(59,242 人)	(1,321 人)	(2.23 %)	(91 / 109)	(83.5 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	985,625 人	21,953.0 人	2.23 %	2,037 / 2,624	77.6 %
		< 21,838 人 >	< 2.22 % >		
	(986,517 人)	(21,819 人)	(2.21 %)	(2,902 / 3,771)	(77.0 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	658,741 人	9,648.0 人	1.46 %	77 / 152	50.7 %
		< 9,637 人 >	< 1.46 % >		
	(670,333 人)	(9,317 人)	(1.39 %)	(65 / 134)	(48.5 %)
都道府県教育委員会	566,655 人	7,995.0 人	1.41 %	2 / 47	4.3 %
		< 7,987 人 >	< 1.41 % >		
	(577,699 人)	(7,674 人)	(1.33 %)	(1 / 47)	(2.1 %)
市町村教育委員会	92,086 人	1,653.0 人	1.80 %	75 / 105	71.4 %
		< 1,650 人 >	< 1.79 % >		
	(92,634 人)	(1,643 人)	(1.77 %)	(64 / 87)	(73.6 %)

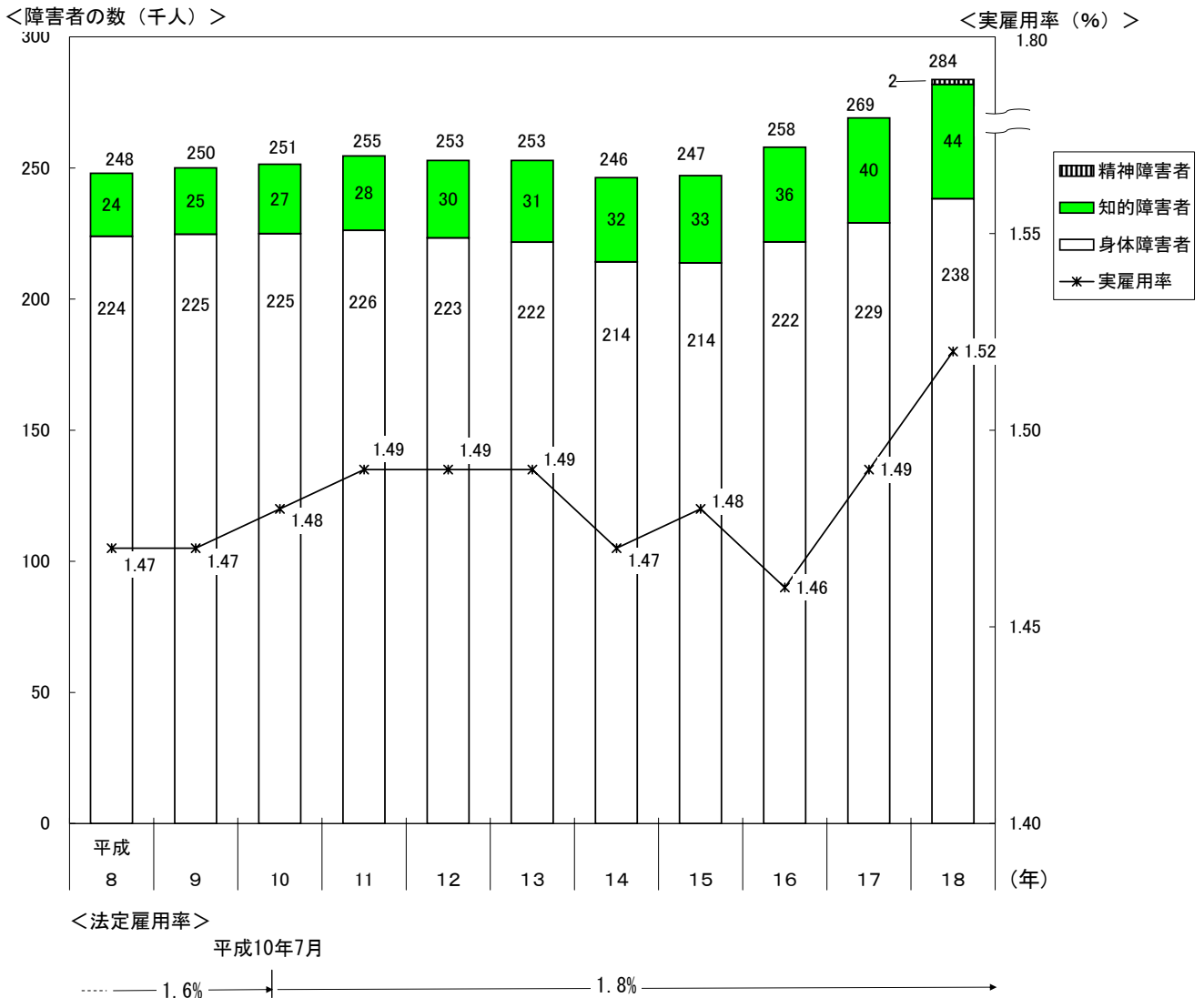
3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人	451,534 人	7,053.5 人	1.56 %	134 / 246	54.5 %
		< 6,904 人 >	< 1.53 % >		
	(442,785 人)	(6,775 人)	(1.53 %)	(104 / 232)	(44.8 %)
独立行政法人等	436,064 人	6,780.5 人	1.55 %	102 / 198	51.5 %
		< 6,633 人 >	< 1.52 % >		
	(437,281 人)	(6,663 人)	(1.52 %)	(85 / 200)	(42.5 %)
地方独立行政法人等	15,470 人	273.0 人	1.76 %	32 / 48	66.7 %
		< 271 人 >	< 1.75 % >		
	(5,504 人)	(112 人)	(2.03 %)	(19 / 32)	(59.4 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。
- 7 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

～平成17年度

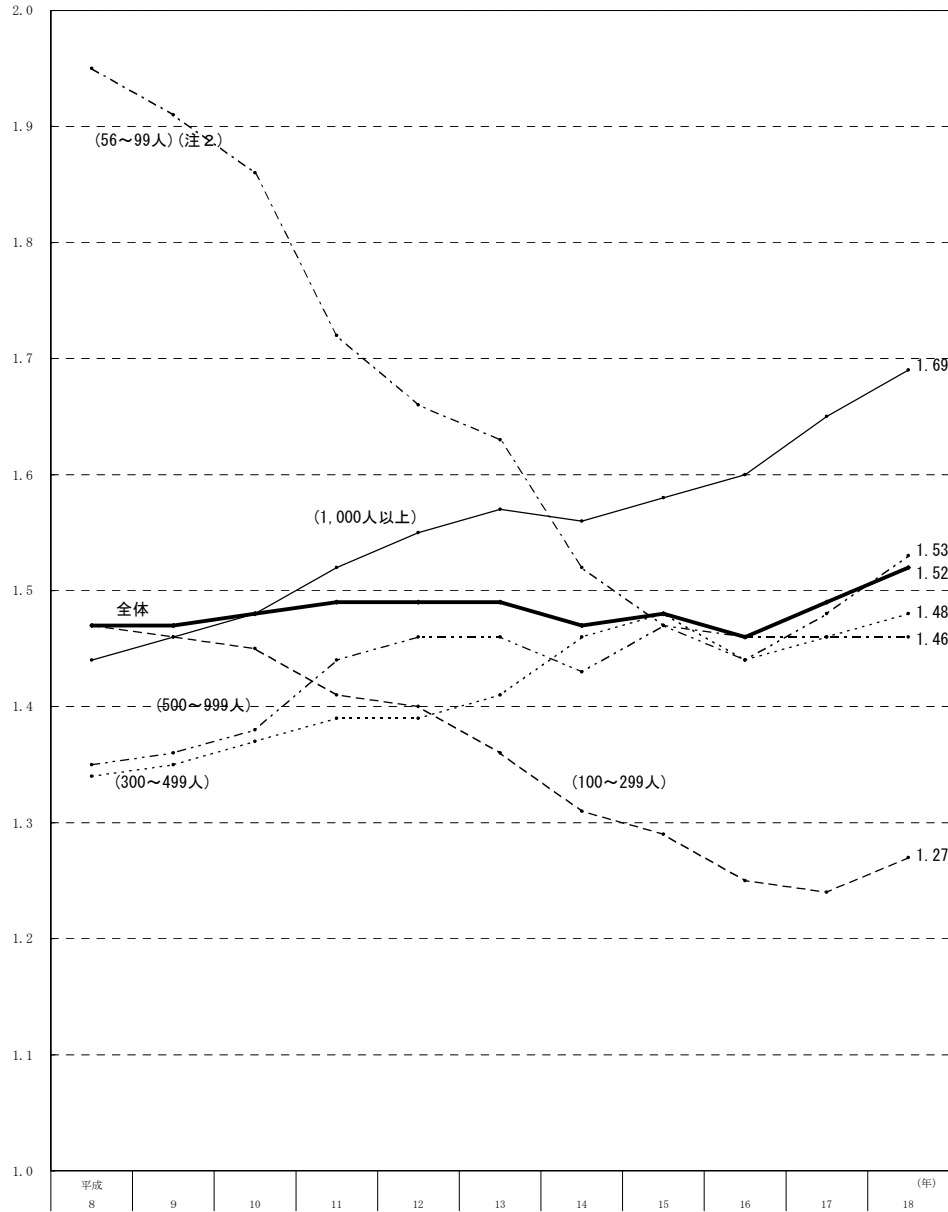
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度

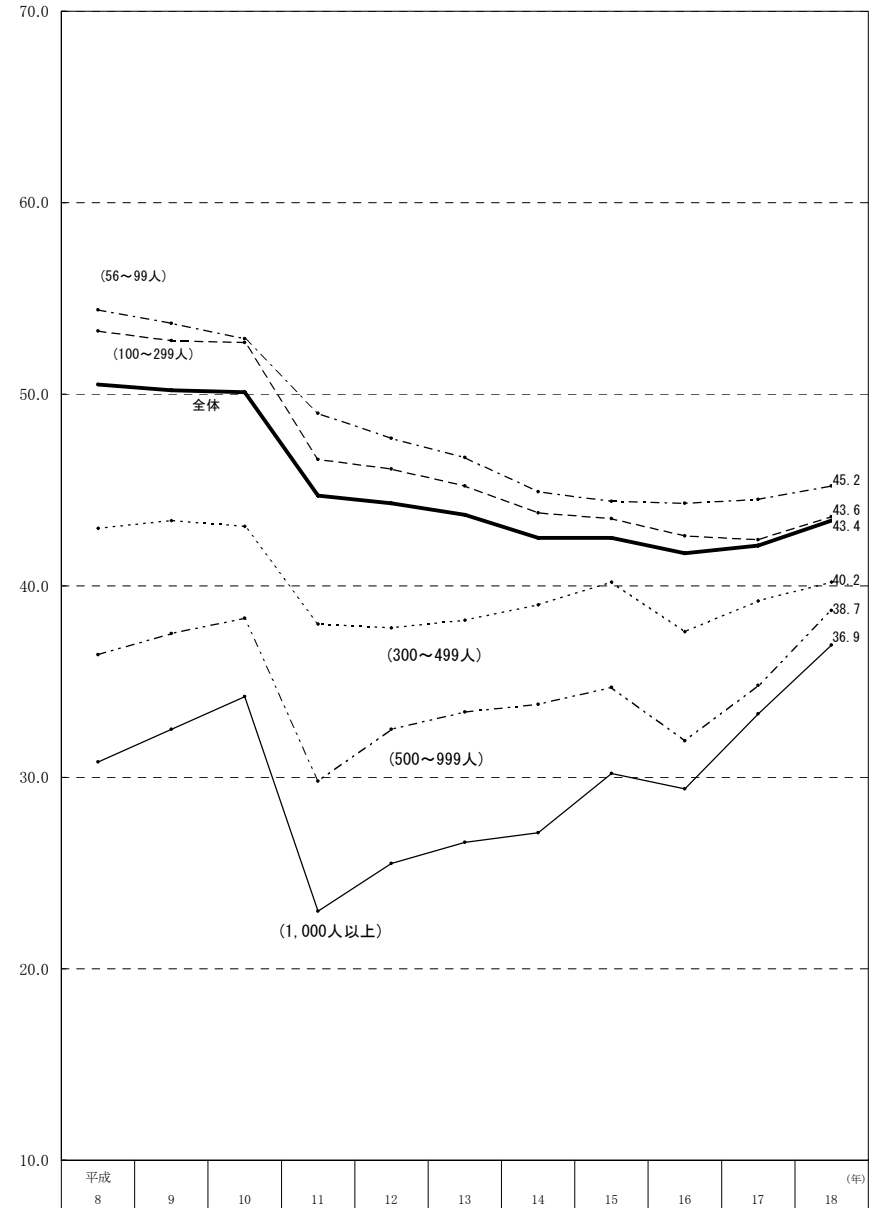
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

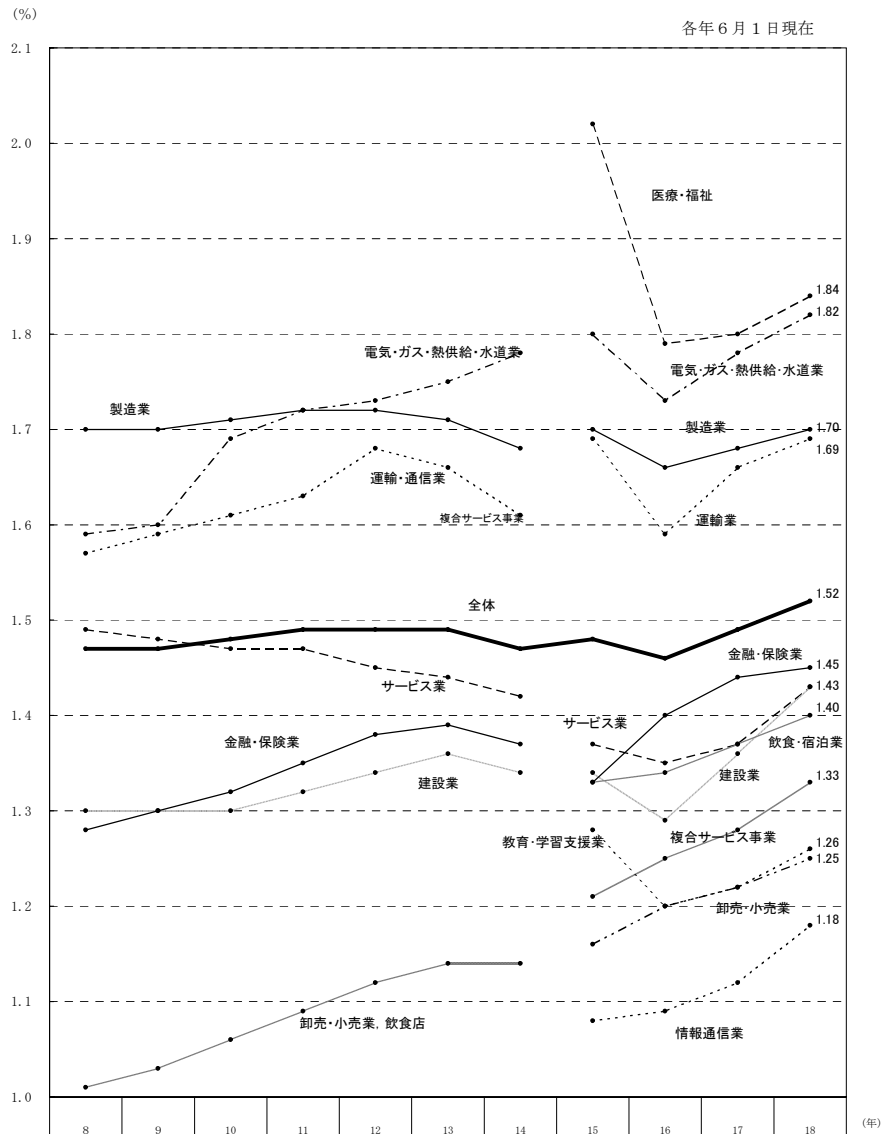
(%) (2) 企業規模別実雇用率 各年6月1日現在



(%) (3) 企業規模別達成企業割合 各年6月1日現在

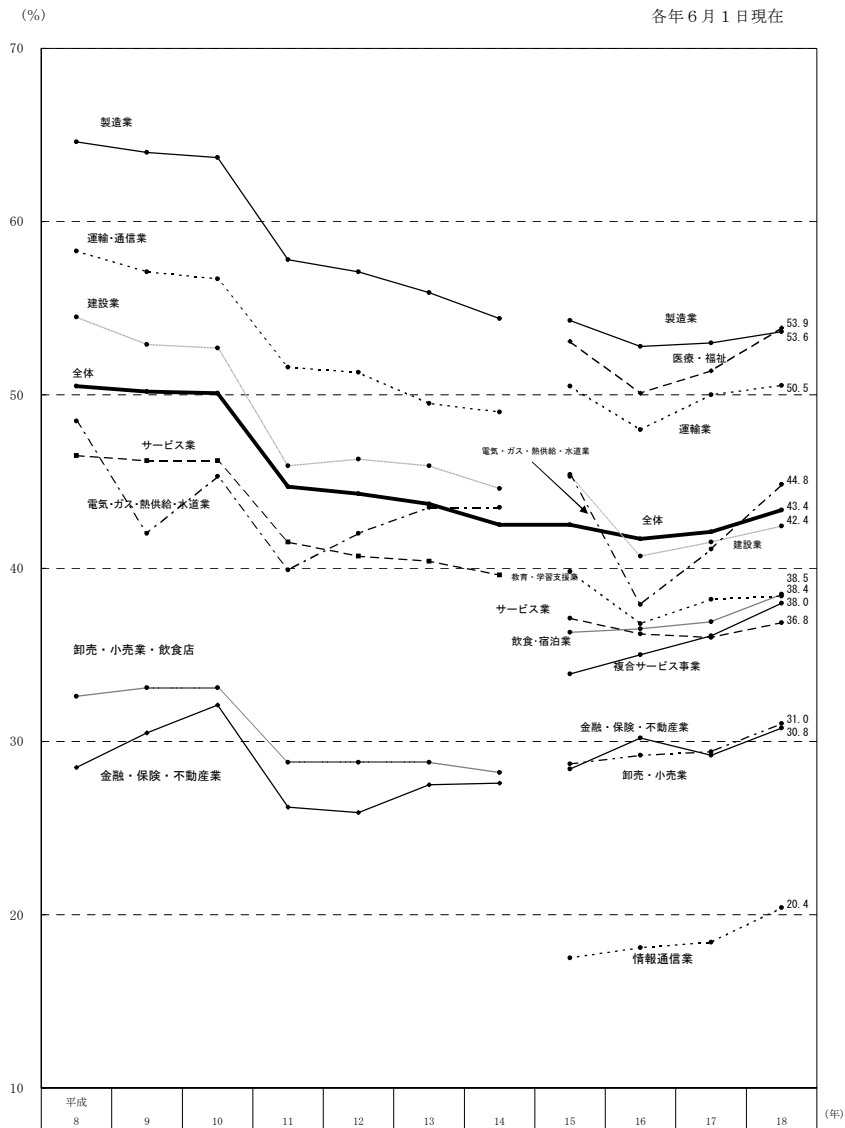


(4) 産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 2 平成15年より産業分類が変更になっている。

(5) 産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (56人以上規模の企業)	1. 8%
	特殊法人 (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	2. 1%
○ 国、地方公共団体	(48人以上規模の機関)	2. 1%
○ 都道府県等の教育委員会	(50人以上規模の機関)	2. 0%

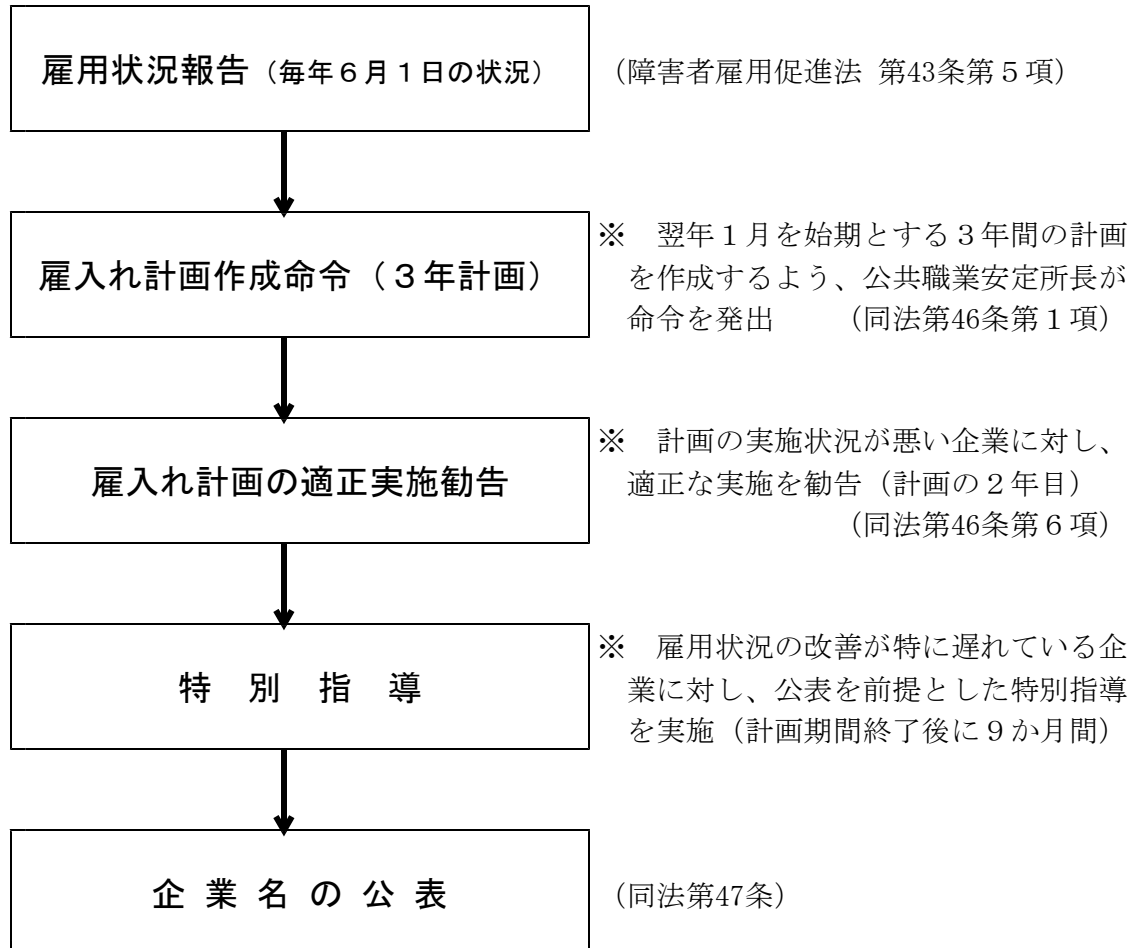
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成17年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 456社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 71社
 - * 「特別指導」の実施 24社
- 雇入れ計画を実施中の企業 1, 263社 (17年度末現在)
- 企業名の公表
 - 平成4年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社

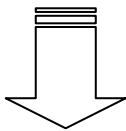
◎ 障害者雇用率達成指導の指導基準の見直し（ポイント）

（平成18年度の指導から適用）

【民間企業における障害者の雇用状況（平成17年）】

- 実雇用率 1.49%（前年比+0.03%ポイント）
法定雇用率達成企業の割合 42.1%（〃 + 0.4%ポイント）
⇒ 障害者雇用は着実に進展。

- しかしながら、改善を要する点も多い状況。
 - * 中小企業の実雇用率は、引き続き低い水準。特に100人～299人規模の企業は、企業規模別で最低（1.24%）。
 - * 1,000人以上規模の企業は、実雇用率は高水準（1.65%）。しかし、雇用率達成企業の割合は、企業規模別で最低（33.3%）。



雇用率達成指導の指導基準を見直し（平成18年度から）

◎ 「雇入れ計画作成命令」の対象範囲を拡大

① 指導対象とする実雇用率の水準の見直し（※）

- ・ 1.2%未満 かつ 不足数5人以上
⇒ 全国平均実雇用率未満 かつ 不足数5人以上

② 0人雇用の中小企業に対する指導の強化

- ・ 法定雇用数が3～4人（167～277人規模の企業）であって、0人雇用の企業

③ 不足数が多い大企業に対する指導の強化

- ・ 不足数10人以上の企業

（※）①については、平成19年度から実施

◎ 目標を設定して、着実に取組を推進

平成20年の障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。

平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
(1)	概況	14
(2)	企業規模別の雇用状況	15
(3)	産業別の雇用状況	16
(4)	民間企業における雇用状況の推移	20
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	21
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	22
(7)	特例子会社の状況	23
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率 2.1%）	24
(2)	都道府県の機関（法定雇用率 2.1%）	25
(3)	市町村の機関（法定雇用率 2.1%）	26
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	27
3	特殊法人における雇用状況（法定雇用率 2.1%）	28
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況	29
(2)	都道府県知事部局の状況	30
(3)	その他の都道府県機関の状況	31
(4)	都道府県教育委員会の状況	33
(5)	独立行政法人等の状況	34

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 67,168 (65,449)	人 18,652,344 (18,091,871)	人 74,993 (71,678)	人 4,047 (3,456)	人 129,446 (122,254)	人 543 ()	人 283,750.5 < 281,833 > (269,066)	人 26,113.0 < 25,546 > (23,530)	% 1.52 < 1.51 > (1.49)	企業 29,120 (27,577)	% 43.4 (42.1)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 283,750.5 (269,066)	人 66,546 (63,848)	人 2,814 (2,465)	人 102,361 (98,900)	人 238,267 (229,061)	人 20,172 (18,623)	人 8,447 (7,830)	人 1,233 (991)	人 25,439 (23,354)	人 43,566 (40,005)	人 5,374 (4,907)	人 1,646	人 543	人 1,917.5	人 567.0

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 67,168 (65,449)	人 18,652,344 (18,091,871)	人 74,993 (71,678)	人 4,047 (3,456)	人 129,446 (122,254)	人 543	人 283,750.5 (281,833) (269,066)	人 26,113.0 (25,546) (23,530)	% 1.52 (1.51) (1.49)	企業 29,120 (27,577)	% 43.4 (42.1)
56～99	企業 24,708 (24,361)	人 1,821,622 (1,795,317)	人 6,134 (6,201)	人 532 (451)	人 13,650 (13,318)	人 132	人 26,516.0 (26,181) (26,171)	人 2,141.0 (2,011)	% 1.46 (1.44) (1.46)	企業 11,175 (10,835)	% 45.2 (44.5)
100～299	企業 30,337 (29,323)	人 4,582,065 (4,426,269)	人 13,605 (13,006)	人 1,031 (852)	人 29,830 (28,148)	人 233	人 58,187.5 (57,624) (55,012)	人 4,861.0 (4,178)	% 1.27 (1.26) (1.24)	企業 13,216 (12,447)	% 43.6 (42.4)
300～499	企業 5,643 (5,449)	人 1,952,209 (1,888,166)	人 7,503 (7,169)	人 440 (395)	人 13,406 (12,785)	人 68	人 28,886.0 (28,667) (27,518)	人 2,890.5 (2,601)	% 1.48 (1.47) (1.46)	企業 2,268 (2,138)	% 40.2 (39.2)
500～999	企業 3,814 (3,705)	人 2,411,051 (2,339,966)	人 9,792 (9,261)	人 537 (437)	人 16,751 (15,610)	人 32	人 36,888.0 (36,690) (34,569)	人 3,732.0 (3,231)	% 1.53 (1.52) (1.48)	企業 1,477 (1,288)	% 38.7 (34.8)
1,000以上	企業 2,666 (2,611)	人 7,885,397 (7,642,153)	人 37,959 (36,041)	人 1,507 (1,321)	人 55,809 (52,393)	人 78	人 133,273.0 (132,671) (125,796)	人 12,488.5 (11,509)	% 1.69 (1.68) (1.65)	企業 984 (869)	% 36.9 (33.3)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 283,750.5 (269,066)	人 66,546 (63,848)	人 2,814 (2,465)	人 102,361 (98,900)	人 238,267 (229,061)	人 20,172 (18,623)	人 8,447 (7,830)	人 1,233 (991)	人 25,439 (23,354)	人 43,566 (40,005)	人 5,374 (4,907)	人 1,646	人 543	人 1,917.5	人 567.0
56～99	人 26,516.0 (26,171)	人 4,413 (4,409)	人 288 (240)	人 9,125 (9,039)	人 18,239 (18,097)		人 1,721 (1,792)	人 244 (211)	人 4,256 (4,279)	人 7,942 (8,074)		人 269	人 132	人 335.0	
100～299	人 58,187.5 (55,012)	人 11,427 (10,898)	人 614 (547)	人 23,133 (22,317)	人 46,601 (44,660)		人 2,178 (2,108)	人 417 (305)	人 6,250 (5,831)	人 11,023 (10,352)		人 447	人 233	人 563.5	
300～499	人 28,886.0 (27,518)	人 6,597 (6,402)	人 307 (284)	人 10,555 (10,350)	人 24,056 (23,438)		人 906 (767)	人 133 (111)	人 2,666 (2,435)	人 4,611 (4,080)		人 185	人 68	人 219.0	
500～999	人 36,888.0 (34,569)	人 9,019 (8,550)	人 407 (345)	人 13,753 (13,190)	人 32,198 (30,635)		人 773 (711)	人 130 (92)	人 2,816 (2,420)	人 4,492 (3,934)		人 182	人 32	人 198.0	
1,000以上	人 133,273.0 (125,796)	人 35,090 (33,589)	人 1,198 (1,049)	人 45,795 (44,004)	人 117,173 (112,231)		人 2,869 (2,452)	人 309 (272)	人 9,451 (8,389)	人 15,498 (13,565)		人 563	人 78	人 602.0	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者						
産業計	企業 67,168 (65,449)	人 18,652,344 (18,091,871)	人 74,993 (71,678)	人 4,047 (3,456)	人 129,446 (122,254)	人 543 ()	人 283,750.5 (281,833) (269,066)	人 26,113.0 (25,546) (23,530)	% 1.52 (1.51) (1.49)	企業 29,120 (27,577)	% 43.4 (42.1)	
農、林、漁業	企業 146 (139)	人 19,691 (17,418)	人 63 (68)	人 4 (4)	人 217 (174)	人 0 ()	人 347.0 (346) (314)	人 60.0 (34)	% 1.76 (1.76) (1.80)	企業 80 (84)	% 54.8 (60.4)	
鉱業	44 (45)	7,600 (8,118)	29 (34)	0 (-)	62 (68)	0 ()	120.0 (120) (136)	5.0 (1)	1.58 (1.58) (1.68)	25 (26)	56.8 (57.8)	
建設業	2,206 (2,202)	554,724 (549,961)	2,255 (2,112)	26 (17)	3,399 (3,214)	0 ()	7,935.0 (7,904) (7,455)	627.0 (578)	1.43 (1.42) (1.36)	936 (914)	42.4 (41.5)	
製造業	20,559 (20,266)	6,264,417 (6,139,600)	29,292 (28,475)	601 (511)	47,428 (45,848)	68 ()	106,647.0 (106,104) (103,309)	6,741.5 (6,497)	1.70 (1.69) (1.68)	11,028 (10,738)	53.6 (53.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	203 (202)	187,323 (188,988)	900 (890)	8 (7)	1,603 (1,577)	1 ()	3,411.5 (3,398) (3,364)	129.5 (130)	1.82 (1.81) (1.78)	91 (83)	44.8 (41.1)	
情報通信業	2,986 (2,934)	1,039,265 (1,006,940)	3,616 (3,331)	62 (56)	4,956 (4,560)	10 ()	12,255.0 (12,154) (11,278)	1,336.5 (1,193)	1.18 (1.17) (1.12)	609 (539)	20.4 (18.4)	
運輸業	4,372 (4,222)	1,050,690 (1,064,231)	4,034 (3,985)	220 (197)	9,467 (9,480)	31 ()	17,770.5 (17,679) (17,647)	1,553.5 (1,539)	1.69 (1.68) (1.66)	2,210 (2,112)	50.5 (50.0)	
卸売・小売業	12,213 (11,963)	3,258,630 (3,210,446)	10,160 (9,841)	1,155 (1,090)	19,245 (18,358)	74 ()	40,757.0 (40,473) (39,130)	4,297.0 (3,953)	1.25 (1.24) (1.22)	3,789 (3,522)	31.0 (29.4)	
金融・保険・不動産業	2,022 (2,007)	1,299,085 (1,270,829)	5,190 (5,026)	94 (79)	8,362 (8,130)	1 ()	18,836.5 (18,785) (18,261)	1,740.0 (1,754)	1.45 (1.45) (1.44)	622 (587)	30.8 (29.2)	
飲食店・宿泊業	1,834 (1,814)	440,837 (440,802)	1,424 (1,441)	244 (189)	3,068 (2,964)	19 ()	6,169.5 (6,132) (6,035)	790.5 (718)	1.40 (1.39) (1.37)	706 (669)	38.5 (36.9)	
医療・福祉	8,268 (7,789)	1,314,218 (1,228,634)	6,503 (6,073)	792 (689)	10,287 (9,325)	231 ()	24,200.5 (23,849) (22,160)	2,782.5 (2,359)	1.84 (1.81) (1.80)	4,454 (4,005)	53.9 (51.4)	
教育・学習支援業	1,381 (1,271)	307,044 (285,006)	1,093 (992)	35 (29)	1,636 (1,471)	3 ()	3,858.5 (3,846) (3,484)	341.5 (267)	1.26 (1.25) (1.22)	530 (485)	38.4 (38.2)	
複合サービス事業	969 (988)	300,184 (303,977)	1,003 (963)	44 (39)	1,955 (1,922)	3 ()	4,006.5 (3,986) (3,887)	359.5 (293)	1.33 (1.33) (1.28)	368 (357)	38.0 (36.1)	
サービス業	9,964 (9,596)	2,608,044 (2,374,534)	9,428 (8,441)	762 (548)	17,753 (15,153)	102 ()	37,422.0 (37,040) (32,583)	5,349.0 (4,214)	1.43 (1.42) (1.37)	3,671 (3,451)	36.8 (36.0)	

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	283,750.5 (269,066)	66,546 (63,848)	2,814 (2,465)	102,361 (98,900)	238,267 (229,061)	20,172 (18,623)	8,447 (7,830)	1,233 (991)	25,439 (23,354)	43,566 (40,005)	5,374 (4,907)	1,646	543	1,917.5	567.0
農、林、漁業	347.0 (314)	43 (46)	3 (3)	129 (116)	218 (211)		20 (22)	1 (1)	87 (58)	128 (103)		1	0	1.0	
鉱業	120.0 (136)	29 (34)	0 (-)	60 (62)	118 (130)		0 (-)	0 (-)	2 (6)	2 (6)		0	0	0.0	
建設業	7,935.0 (7,455)	2,213 (2,078)	24 (16)	3,280 (3,124)	7,730 (7,296)		42 (34)	2 (1)	88 (90)	174 (159)		31	0	31.0	
製造業	106,647.0 (103,309)	26,221 (25,539)	413 (377)	36,985 (36,337)	89,840 (87,792)		3,071 (2,936)	188 (134)	9,934 (9,511)	16,264 (15,517)		509	68	543.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,411.5 (3,364)	890 (882)	8 (7)	1,520 (1,510)	3,308 (3,281)		10 (8)	0 (-)	70 (67)	90 (83)		13	1	13.5	
情報通信業	12,255.0 (11,278)	3,541 (3,270)	59 (56)	4,689 (4,418)	11,830 (11,014)		75 (61)	3 (-)	171 (142)	324 (264)		96	10	101.0	
運輸業	17,770.5 (17,647)	3,750 (3,722)	169 (152)	8,389 (8,302)	16,058 (15,898)		284 (263)	51 (45)	1,002 (1,178)	1,621 (1,749)		76	31	91.5	
卸売・小売業	40,757.0 (39,130)	8,748 (8,522)	884 (864)	13,541 (13,357)	31,921 (31,265)		1,412 (1,319)	271 (226)	5,457 (5,001)	8,552 (7,865)		247	74	284.0	
金融・保険・不動産業	18,836.5 (18,261)	5,165 (5,005)	91 (75)	8,224 (8,051)	18,645 (18,136)		25 (21)	3 (4)	87 (79)	140 (125)		51	1	51.5	
飲食店・宿泊業	6,169.5 (6,035)	898 (920)	122 (91)	1,584 (1,571)	3,502 (3,502)		526 (521)	122 (98)	1,456 (1,393)	2,630 (2,533)		28	19	37.5	
医療・福祉	24,200.5 (22,160)	5,516 (5,234)	411 (388)	7,370 (6,942)	18,813 (17,798)		987 (839)	381 (301)	2,681 (2,383)	5,036 (4,362)		236	231	351.5	
教育・学習支援業	3,858.5 (3,484)	1,060 (969)	28 (27)	1,547 (1,414)	3,695 (3,379)		33 (23)	7 (2)	81 (57)	154 (105)		8	3	9.5	
複合サービス事業	4,006.5 (3,887)	898 (880)	23 (20)	1,711 (1,673)	3,530 (3,453)		105 (83)	21 (19)	225 (249)	456 (434)		19	3	20.5	
サービス業	37,422.0 (32,583)	7,571 (6,741)	579 (389)	13,324 (12,013)	29,045 (25,884)		1,857 (1,700)	183 (159)	4,098 (3,140)	7,995 (6,699)		331	102	382.0	

注 1 (1) ②の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合	
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者 障害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者	D. 精神障害者 である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用 分
製造業計	企業 20,559 (20,266)	人 6,264,417 (6,139,600)	人 29,292 (28,475)	人 601 (511)	人 47,428 (45,848)	人 68	人 106,647.0 (106,104) (103,309)	人 6,741.5 (6,497)	% 1.70 (1.69) (1.68)	企業 11,028 (10,738)	% 53.6 (53.0)
食料品・たばこ	企業 2,976 (2,991)	人 736,735 (729,008)	人 3,030 (2,983)	人 164 (138)	人 7,623 (7,368)	人 35	人 13,864.5 (13,750) (13,472)	人 984.5 (1,025)	% 1.88 (1.87) (1.85)	企業 1,806 (1,775)	% 60.7 (59.3)
繊維・衣服	企業 1,044 (1,095)	人 184,175 (194,936)	人 859 (918)	人 42 (36)	人 1,757 (1,812)	人 0	人 3,517.0 (3,503) (3,684)	人 226.0 (229)	% 1.91 (1.90) (1.89)	企業 646 (677)	% 61.9 (61.8)
木材・家具	企業 462 (466)	人 79,541 (78,561)	人 360 (377)	人 8 (8)	人 856 (850)	人 0	人 1,584.0 (1,581) (1,612)	人 81.0 (64)	% 1.99 (1.99) (2.05)	企業 307 (298)	% 66.5 (63.9)
パルプ・紙・印刷	企業 1,737 (1,744)	人 347,321 (343,138)	人 1,487 (1,495)	人 37 (30)	人 2,632 (2,629)	人 11	人 5,648.5 (5,617) (5,649)	人 310.5 (329)	% 1.63 (1.62) (1.65)	企業 895 (905)	% 51.5 (51.9)
化学工業	企業 2,064 (2,015)	人 763,513 (741,562)	人 3,196 (3,013)	人 70 (55)	人 5,477 (5,282)	人 3	人 11,940.5 (11,887) (11,363)	人 788.0 (712)	% 1.56 (1.56) (1.53)	企業 932 (898)	% 45.2 (44.6)
窯業・土石	企業 638 (659)	人 144,780 (148,304)	人 546 (539)	人 11 (6)	人 1,196 (1,224)	人 0	人 2,299.0 (2,286) (2,308)	人 128.0 (121)	% 1.59 (1.58) (1.56)	企業 340 (356)	% 53.3 (54.0)
鉄鋼	企業 387 (375)	人 142,800 (140,228)	人 605 (583)	人 5 (6)	人 1,191 (1,108)	人 0	人 2,406.0 (2,393) (2,280)	人 130.0 (174)	% 1.68 (1.68) (1.63)	企業 222 (214)	% 57.4 (57.1)
非鉄金属	企業 363 (348)	人 113,212 (110,251)	人 490 (438)	人 8 (8)	人 846 (815)	人 0	人 1,834.0 (1,828) (1,699)	人 105.0 (101)	% 1.62 (1.61) (1.54)	企業 211 (192)	% 58.1 (55.2)
金属製品	企業 1,651 (1,596)	人 285,119 (273,144)	人 1,316 (1,223)	人 31 (30)	人 2,530 (2,442)	人 1	人 5,193.5 (5,166) (4,918)	人 331.0 (241)	% 1.82 (1.81) (1.80)	企業 956 (914)	% 57.9 (57.3)
電気機械	企業 2,435 (2,413)	人 1,141,290 (1,152,446)	人 6,539 (6,534)	人 70 (70)	人 7,108 (6,974)	人 5	人 20,258.5 (20,177) (20,112)	人 1,107.0 (1,140)	% 1.78 (1.77) (1.75)	企業 1,271 (1,245)	% 52.2 (51.6)
その他機械	企業 4,920 (4,785)	人 1,779,828 (1,722,962)	人 8,366 (8,051)	人 103 (83)	人 12,191 (11,663)	人 7	人 29,029.5 (28,889) (27,848)	人 1,886.5 (1,729)	% 1.63 (1.62) (1.62)	企業 2,483 (2,382)	% 50.5 (49.8)
その他	企業 1,882 (1,779)	人 546,103 (505,060)	人 2,498 (2,321)	人 52 (41)	人 4,021 (3,681)	人 6	人 9,072.0 (9,027) (8,364)	人 664.0 (632)	% 1.66 (1.65) (1.66)	企業 959 (882)	% 51.0 (49.6)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 106,647.0 (103,309)	人 26,221 (25,539)	人 413 (377)	人 36,985 (36,337)	人 89,840 (87,792)	人 3,071 (2,936)	人 188 (134)	人 9,934 (9,511)	人 16,264 (15,517)	人 509	人 68	人 543.0
食料品・たばこ	人 13,864.5 (13,472)	人 2,081 (2,041)	人 110 (96)	人 4,178 (4,117)	人 8,450 (8,295)	人 949 (942)	人 54 (42)	人 3,348 (3,251)	人 5,300 (5,177)	人 97	人 35	人 114.5
繊維・衣服	人 3,517.0 (3,684)	人 732 (793)	人 36 (27)	人 1,240 (1,305)	人 2,740 (2,918)	人 127 (125)	人 6 (9)	人 503 (507)	人 763 (766)	人 14	人 0	人 14.0
木材・家具	人 1,584.0 (1,612)	人 321 (341)	人 7 (8)	人 608 (603)	人 1,257 (1,293)	人 39 (36)	人 1 (-)	人 245 (247)	人 324 (319)	人 3	人 0	人 3.0
パルプ・紙・印刷	人 5,648.5 (5,649)	人 1,393 (1,399)	人 22 (25)	人 2,128 (2,129)	人 4,936 (4,952)	人 94 (96)	人 15 (5)	人 478 (500)	人 681 (697)	人 26	人 11	人 31.5
化学工業	人 11,940.5 (11,363)	人 2,900 (2,746)	人 41 (28)	人 4,663 (4,540)	人 10,504 (10,060)	人 296 (267)	人 29 (27)	人 762 (742)	人 1,383 (1,303)	人 52	人 3	人 53.5
窯業・土石	人 2,299.0 (2,308)	人 481 (472)	人 4 (3)	人 946 (977)	人 1,912 (1,924)	人 65 (67)	人 7 (3)	人 237 (247)	人 374 (384)	人 13	人 0	人 13.0
鉄鋼	人 2,406.0 (2,280)	人 579 (562)	人 5 (6)	人 1,114 (1,058)	人 2,277 (2,188)	人 26 (21)	人 0 (-)	人 64 (50)	人 116 (92)	人 13	人 0	人 13.0
非鉄金属	人 1,834.0 (1,699)	人 452 (409)	人 6 (8)	人 723 (712)	人 1,633 (1,538)	人 38 (29)	人 2 (-)	人 117 (103)	人 195 (161)	人 6	人 0	人 6.0
金属製品	人 5,193.5 (4,918)	人 1,031 (964)	人 25 (25)	人 1,832 (1,819)	人 3,919 (3,772)	人 285 (259)	人 6 (5)	人 671 (623)	人 1,247 (1,146)	人 27	人 1	人 27.5
電気機械	人 20,258.5 (20,112)	人 6,149 (6,155)	人 46 (54)	人 5,994 (6,020)	人 18,338 (18,384)	人 390 (379)	人 24 (16)	人 1,035 (954)	人 1,839 (1,728)	人 79	人 5	人 81.5
その他機械	人 29,029.5 (27,848)	人 7,870 (7,595)	人 80 (69)	人 10,271 (10,008)	人 26,091 (25,267)	人 496 (456)	人 23 (14)	人 1,783 (1,655)	人 2,798 (2,581)	人 137	人 7	人 140.5
その他	人 9,072.0 (8,364)	人 2,232 (2,062)	人 31 (28)	人 3,288 (3,049)	人 7,783 (7,201)	人 266 (259)	人 21 (13)	人 691 (632)	人 1,244 (1,163)	人 42	人 6	人 45.0

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

注2

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	38,048 (100.0%)	22,319 (58.7%)	7,901 (20.8%)	3,532 (9.3%)	1,905 (5.0%)	1,790 (4.7%)	436 (1.1%)	141 (0.4%)	24 (0.1%)	24,403 (64.1%)
56-99人	13,533 (100.0%)	13,533 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	13,501 (99.8%)
100-299人	17,121 (100.0%)	7,540 (44.0%)	6,462 (37.7%)	2,194 (12.8%)	791 (4.6%)	134 (0.8%)	—	—	—	10,575 (61.8%)
300-499人	3,375 (100.0%)	726 (21.5%)	821 (24.3%)	772 (22.9%)	571 (16.9%)	485 (14.4%)	—	—	—	291 (8.6%)
500-999人	2,337 (100.0%)	379 (16.2%)	470 (20.1%)	429 (18.4%)	398 (17.0%)	582 (24.9%)	79 (3.4%)	—	—	30 (1.3%)
1,000人以上	1,682 (100.0%)	141 (8.4%)	148 (8.8%)	137 (8.1%)	145 (8.6%)	589 (35.0%)	357 (21.2%)	141 (8.4%)	24 (1.4%)	6 (0.4%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数	(参考)事業所所在地による集計の実雇用率	(対前年増減)
全国	1.52	0.03	43.4	1.3	29,120 / 67,168	1.52	0.03
北海道	1.65	0.02	46.9	0.8	1,118 / 2,383	1.68	0.04
青森	1.52	△0.02	41.9	0.1	298 / 711	1.49	△0.01
岩手	1.67	△0.02	46.1	△0.4	334 / 725	1.66	0.02
宮城	1.56	0.05	43.5	1.3	463 / 1,064	1.50	0.01
秋田	1.55	0.08	53.1	6.4	304 / 573	1.54	0.07
山形	1.49	0.06	51.4	3.0	373 / 725	1.47	0.06
福島	1.46	△0.01	44.3	1.4	440 / 993	1.44	0.01
茨城	1.48	0.07	48.6	4.4	473 / 974	1.53	0.07
栃木	1.52	0.08	47.2	△0.6	311 / 659	1.49	0.00
群馬	1.52	0.03	49.3	0.2	437 / 886	1.60	0.02
埼玉	1.45	0.04	39.9	0.6	727 / 1,824	1.54	0.03
千葉	1.47	0.04	45.6	2.1	633 / 1,388	1.49	0.04
東京	1.44	0.04	29.2	1.4	4,021 / 13,760	1.31	0.05
神奈川	1.41	0.04	41.0	1.4	1,306 / 3,188	1.60	0.05
新潟	1.46	0.06	43.4	2.0	590 / 1,360	1.46	0.04
富山	1.53	0.01	53.0	△0.9	418 / 788	1.51	0.02
石川	1.53	△0.08	47.8	△5.0	371 / 776	1.61	△0.01
福井	1.91	0.08	51.8	0.7	271 / 523	1.84	0.08
山梨	1.55	0.05	49.1	△0.8	197 / 401	1.59	0.03
長野	1.67	0.05	53.0	1.4	648 / 1,223	1.67	0.04
岐阜	1.57	0.06	52.4	3.6	568 / 1,085	1.60	0.06
静岡	1.57	0.05	48.8	2.2	1,042 / 2,134	1.55	0.04
愛知	1.45	0.02	40.4	0.4	1,723 / 4,265	1.46	0.03
三重	1.42	△0.01	45.3	△0.4	355 / 783	1.49	0.01
滋賀	1.70	0.03	56.9	2.4	314 / 552	1.63	△0.01
京都	1.64	0.01	44.5	△0.1	601 / 1,351	1.70	0.03
大阪	1.53	0.02	40.5	1.0	2,369 / 5,847	1.53	0.03
兵庫	1.70	0.02	55.1	2.1	1,253 / 2,273	1.78	0.07
奈良	1.88	0.09	54.8	0.9	204 / 372	1.95	0.03
和歌山	2.01	0.00	53.3	1.6	204 / 383	1.94	0.01
鳥取	1.77	0.06	56.5	1.7	188 / 333	1.73	0.04
島根	1.70	0.04	57.8	2.9	245 / 424	1.67	0.07
岡山	1.71	0.03	52.3	0.1	548 / 1,048	1.75	△0.01
広島	1.55	0.03	43.3	1.3	738 / 1,706	1.55	0.03
山口	2.08	0.00	54.9	4.4	378 / 689	2.00	0.01
徳島	1.33	△0.08	44.2	△0.3	145 / 328	1.42	△0.03
香川	1.60	0.02	56.3	1.5	338 / 600	1.67	0.02
愛媛	1.55	0.03	51.7	3.1	359 / 695	1.57	0.05
高知	1.66	0.08	52.5	1.2	188 / 358	1.74	0.12
福岡	1.58	0.04	46.1	1.0	1,178 / 2,558	1.59	0.04
佐賀	1.95	0.11	59.5	4.3	267 / 449	1.89	0.08
長崎	1.90	0.02	55.5	2.0	365 / 658	2.06	0.03
熊本	1.84	0.02	54.0	0.4	457 / 847	1.92	0.05
大分	2.14	0.07	57.8	2.2	329 / 569	2.46	0.03
宮崎	1.90	0.01	56.8	2.0	310 / 546	2.05	△0.01
鹿児島	1.88	0.06	55.9	0.7	453 / 810	1.88	0.06
沖縄	1.61	0.05	46.1	1.1	268 / 581	1.59	0.02

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
特例子会社	社 195 (174)	人 8,958 (7,784)	人 3,418 (2,985)	人 50 (59)	人 2,219 (1,809)	人 8	人 9,109.0 (9,059) (7,838)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
特例子会社	人 9,109.0 (7,838)	人 2,540 (2,329)	人 17 (33)	人 1,030 (938)	人 6,127 (5,629)	人 878 (656)	人 33 (26)	人 1,143 (871)	人 2,932 (2,209)	人 46	人 8	人 50.0

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

(参考) 平成18年11月末現在の状況

- 特例子会社数 198社
- グループ適用を受けているグループ数 68グループ

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
 その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 国・地方公共団体等における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 39 (43)	人 303,632 (303,432)	人 854 (843)	人 16 (4)	人 4,861 (4,806)	人 0 ()	人 6,585.0 (6,543) (6,496)	人 230.0 (229) (50)	% 2.17 (2.15) (2.14)	機関 38 (37)	% 97.4 (86.0)
行政機関	機関 30 (34)	人 276,619 (276,352)	人 795 (783)	人 16 (4)	人 4,371 (4,321)	人 0 ()	人 5,977.0 (5,936) (5,891)	人 215.0 (214) (37)	% 2.16 (2.15) (2.13)	機関 29 (28)	% 96.7 (82.4)
立法機関	5 (5)	3,337 (3,351)	6 (6)	0 (0)	62 (61)	0 ()	74.0 (73)	0.0 (0) (5)	2.22 (2.19) (2.18)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	23,676 (23,729)	53 (54)	0 (0)	428 (424)	0 ()	534.0 (534)	15.0 (15) (8)	2.26 (2.26) (2.24)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
計	人 6,585.0 (6,496)	人 853 (842)	人 16 (4)	人 4,801 (4,804)	人 6,523 (6,492)	人 211 (50)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 18 (2)	人 20 (4)	人 18 (0)	人 42 (0)	人 0 (0)	人 42.0 (0)	人 1.0 (0)	
行政機関	人 5,977.0 (5,891)	人 794 (782)	人 16 (4)	人 4,312 (4,319)	人 5,916 (5,887)	人 196 (37)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 18 (2)	人 20 (4)	人 18 (0)	人 41 (0)	人 0 (0)	人 41.0 (0)	人 1.0 (0)	
立法機関	人 74.0 (73)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 61 (61)	人 73 (73)	人 0 (5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (0)	人 0.0 (0)	
司法機関	人 534.0 (532)	人 53 (54)	人 0 (0)	人 428 (424)	人 534 (532)	人 15 (8)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成17年6月2日から平成18年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成17年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 163 (156)	人 345,142 (355,482)	人 2,004 (2,035)	人 26 (27)	人 4,142 (4,221)	人 0 ()	人 8,176.0 (8,150) (8,318)	人 142.0 (142) (155)	% 2.37 (2.36) (2.34)	機関 148 (136)	% 90.8 (87.2)
都道府県知事部局	機関 47 (47)	人 286,083 (296,240)	人 1,683 (1,724)	人 16 (18)	人 3,427 (3,531)	人 0 ()	人 6,809.0 (6,799) (6,997)	人 101.0 (101) (115)	% 2.38 (2.38) (2.36)	機関 46 (45)	% 97.9 (95.7)
その他の都道府県機関	116 (109)	59,059 (59,242)	321 (311)	10 (9)	715 (690)	0 ()	1,367.0 (1,351) (1,321)	41.0 (41) (40)	2.31 (2.29) (2.23)	102 (91)	87.9 (83.5)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 8,176.0 (8,318)	人 2,004 (2,035)	人 26 (27)	人 4,110 (4,213)	人 8,144 (8,310)	人 141 (152)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (8)	人 6 (8)	人 1 (3)	人 26 ()	人 0 ()	人 26.0 ()	人 0.0 ()
都道府県知事部局	人 6,809.0 (6,997)	人 1,683 (1,724)	人 16 (18)	人 3,411 (3,523)	人 6,793 (6,989)	人 100 (112)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (8)	人 6 (8)	人 1 (3)	人 10 ()	人 0 ()	人 10.0 ()	人 0.0 ()
その他の都道府県機関	人 1,367.0 (1,321)	人 321 (311)	人 10 (9)	人 699 (690)	人 1,351 (1,321)	人 41 (40)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 16 ()	人 0 ()	人 16.0 ()	人 0.0 ()

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,624 (3,771)	人 985,625 (986,517)	人 5,523 (5,495)	人 128 (111)	人 10,771 (10,718)	人 16 ()	人 21,953.0 (21,838)	人 659.0 (649)	% 2.23 (2.22)	機関 2,037 (2,902)	% 77.6 (77.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 21,953.0 (21,819)	人 5,506 (5,475)	人 111 (96)	人 10,521 (10,582)	人 21,644 (21,628)	人 633 (682)	人 17 (20)	人 17 (15)	人 143 (136)	人 194 (191)	人 16 (19)	人 107 ()	人 16 ()	人 115.0 ()	人 10.0 ()

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 152 (134)	人 658,741 (670,333)	人 2,595 (2,524)	人 48 (31)	人 4,410 (4,238)	人 0 ()	人 9,648.0 (9,637) (9,317)	人 155.0 (154) (203)	% 1.46 (1.46) (1.39)	機関 77 (65)	% 50.7 (48.5)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	人 566,655 (577,699)	人 2,165 (2,101)	人 45 (30)	人 3,620 (3,442)	人 0 ()	人 7,995.0 (7,987) (7,674)	人 112.0 (112) (164)	% 1.41 (1.41) (1.33)	機関 2 (1)	% 4.3 (2.1)
市町村教育委員会	105 (87)	92,086 (92,634)	430 (423)	3 (1)	790 (796)	0 ()	1,653.0 (1,650) (1,643)	43.0 (42) (39)	1.80 (1.79) (1.77)	75 (64)	71.4 (73.6)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	9,648.0 (9,317)	2,595 (2,524)	48 (31)	4,391 (4,231)	9,629 (9,310)	151 (203)	0 (0)	0 (0)	8 (7)	8 (7)	3 (0)	11 ()	0 ()	11.0 ()	1.0 ()
都道府県教育委員会	7,995.0 (7,674)	2,165 (2,101)	45 (30)	3,605 (3,437)	7,980 (7,669)	109 (164)	0 (0)	0 (0)	7 (5)	7 (5)	3 (0)	8 ()	0 ()	8.0 ()	0.0 ()
市町村教育委員会	1,653.0 (1,643)	430 (423)	3 (1)	786 (794)	1,649 (1,641)	42 (39)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	3 ()	0 ()	3.0 ()	1.0 ()

注 2(1)②の表と同じ

3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
特殊法人	法人 246 (232)	人 451,534 (442,785)	人 1,728 (1,538)	人 104 (147)	人 3,489 (3,552)	人 9 ()	人 7,053.5 (6,904) (6,775)	人 798.5 (766) (252)	% 1.56 (1.53) (1.53)	法人 134 (104)	% 54.5 (44.8)
独立行政法人等	198 (200)	436,064 (437,281)	1,658 (1,510)	100 (147)	3,360 (3,496)	9 ()	6,780.5 (6,633) (6,663)	756.5 (725) (247)	1.55 (1.52) (1.52)	102 (85)	51.5 (42.5)
地方独立行政法人等	48 (32)	15,470 (5,504)	70 (28)	4 (0)	129 (56)	0 ()	273.0 (271) (112)	42.0 (41) (5)	1.76 (1.75) (2.03)	32 (19)	66.7 (59.4)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
特殊法人	7,053.5 (6,775)	1,692 (1,538)	103 (147)	3,189 (3,533)	6,676 (6,756)	551 (242)	36 (0)	1 (0)	155 (19)	228 (19)	215 (10)	145 ()	9 ()	149.5 ()	32.5 ()
独立行政法人等	6,780.5 (6,663)	1,623 (1,510)	100 (147)	3,062 (3,477)	6,408 (6,644)	512 (237)	35 (0)	0 (0)	155 (19)	225 (19)	213 (10)	143 ()	9 ()	147.5 ()	31.5 ()
地方独立行政法人等	273.0 (112)	69 (28)	3 (0)	127 (56)	268 (112)	39 (5)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	2 ()	0 ()	2.0 ()	1.0 ()

注 1(1)②の表と同じ

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	303,632	6,585.0	2.17	1.0	
行政機関合計	276,619	5,977.0	2.16	1.0	
内閣官房	642	14.0	2.18	0.0	
内閣府	2,381	51.0	2.14	0.0	
内閣法制局	74	2.0	2.70	0.0	
金融庁	1,334	29.0	2.17	0.0	
宮内庁	788	18.0	2.28	0.0	
警察庁	1,654	37.0	2.24	0.0	
防衛庁	16,921	358.0	2.12	0.0	
防衛施設庁	2,759	59.0	2.14	0.0	
総務省	5,191	111.0	2.14	0.0	特例承認あり(注4)
公正取引委員会	706	13.0	1.84	1.0	注5
法務省	32,087	706.0	2.20	0.0	
公安調査庁	1,484	32.0	2.16	0.0	
外務省	5,453	118.0	2.16	0.0	
財務省	10,979	237.0	2.16	0.0	
国税庁	54,931	1,192.0	2.17	0.0	
文部科学省	2,174	50.0	2.30	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	38,399	830.0	2.16	0.0	
社会保険庁	17,134	362.0	2.11	0.0	
農林水産省	22,565	474.0	2.10	0.0	
水産庁	505	12.0	2.38	0.0	
林野庁	4,773	102.0	2.14	0.0	
経済産業省	5,775	122.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,716	61.0	2.25	0.0	
国土交通省	37,188	803.0	2.16	0.0	
海上保安庁	94	3.0	3.19	0.0	
海難審判庁	224	7.0	3.13	0.0	
気象庁	4,552	96.0	2.11	0.0	
環境省	1,170	28.0	2.39	0.0	
人事院	678	15.0	2.21	0.0	
会計検査院	1,288	35.0	2.72	0.0	
立法機関合計	3,337	74.0	2.22	0.0	
衆議院事務局	1,263	28.0	2.22	0.0	
衆議院法制局	72	1.0	1.39	0.0	
参議院事務局	998	21.0	2.10	0.0	
参議院法制局	70	2.0	2.86	0.0	
国立国会図書館	934	22.0	2.36	0.0	
司法機関合計	23,676	534.0	2.26	0.0	
最高裁判所	1,031	23.0	2.23	0.0	
高等裁判所	1,748	40.0	2.29	0.0	
地方裁判所	16,079	356.0	2.21	0.0	
家庭裁判所	4,818	115.0	2.39	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

- 5 公正取引委員会においては、12月1日現在において、障害者の数は15.0人、実雇用率2.16%、不足数0.0人となっている。

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	286,083	6,809.0	2.38	4.0	
北海道	19,134	419.0	2.19	0.0	
青森県	5,681	135.0	2.38	0.0	
岩手県	4,442	96.0	2.16	0.0	
宮城県	5,366	119.0	2.22	0.0	
秋田県	4,183	89.0	2.13	0.0	
山形県	5,258	111.0	2.11	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	6,415	144.0	2.24	0.0	
茨城県	5,545	118.0	2.13	0.0	
栃木県	5,203	115.0	2.21	0.0	
群馬県	5,166	110.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,280	235.0	2.84	0.0	
千葉県	9,066	205.0	2.26	0.0	
東京都	21,484	686.0	3.19	0.0	
神奈川県	8,946	279.0	3.12	0.0	
新潟県	6,888	140.0	2.03	4.0	
富山県	3,966	84.0	2.12	0.0	
石川県	4,181	91.0	2.18	0.0	
福井県	3,578	80.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,267	92.0	2.16	0.0	
長野県	6,449	144.0	2.23	0.0	
岐阜県	6,042	127.0	2.10	0.0	
静岡県	7,172	155.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,435	201.0	2.13	0.0	
三重県	4,704	115.0	2.44	0.0	
滋賀県	2,975	77.0	2.59	0.0	
京都府	5,767	155.0	2.69	0.0	
大阪府	9,516	274.0	2.88	0.0	
兵庫県	9,435	218.0	2.31	0.0	
奈良県	4,387	100.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,865	84.0	2.17	0.0	
鳥取県	3,226	76.0	2.36	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	4,437	94.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,761	101.0	2.12	0.0	
広島県	7,201	153.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	5,005	108.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,366	72.0	2.14	0.0	
香川県	3,687	80.0	2.17	0.0	
愛媛県	4,369	93.0	2.13	0.0	
高知県	3,976	84.0	2.11	0.0	
福岡県	8,267	243.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,215	68.0	2.12	0.0	
長崎県	4,554	101.0	2.22	0.0	
熊本県	5,136	134.0	2.61	0.0	
大分県	4,090	88.0	2.15	0.0	
宮崎県	3,945	84.0	2.13	0.0	
鹿児島県	5,576	121.0	2.17	0.0	
沖縄県	4,476	111.0	2.48	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
福井県	福井県企業局				
静岡県	静岡県企業局				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
鳥取県	鳥取県企業局				
島根県	島根県企業局				
広島県	広島県企業局				
山口県	山口県企業局				
福岡県	福岡県議会議事局				

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	59,059	1,367.0	2.31	63.0	
北海道企業局	102	3.0	2.94	0.0	
北海道議会事務局	74	3.0	4.05	0.0	
北海道監査委員事務局	55	2.0	3.64	0.0	
北海道警察本部	1,360	31.0	2.28	0.0	
青森県警察本部	386	10.0	2.59	0.0	
岩手県医療局	3,059	65.0	2.12	0.0	
岩手県企業局	80	1.0	1.25	0.0	
岩手県警察本部	314	4.0	1.27	2.0	
宮城県病院局	228	3.0	1.32	1.0	
宮城県企業局	76	2.0	2.63	0.0	
宮城県警察本部	519	11.0	2.12	0.0	
秋田県警察本部	375	8.0	2.13	0.0	
山形県警察本部	355	8.0	2.25	0.0	
福島県病院局	404	8.0	1.98	0.0	
福島県警察本部	466	9.0	1.93	0.0	
茨城県企業局	202	5.0	2.48	0.0	
茨城県病院局	314	6.0	1.91	0.0	
茨城県警察本部	511	12.0	2.35	0.0	
栃木県企業局	112	3.0	2.68	0.0	
栃木県警察本部	462	11.0	2.38	0.0	
群馬県企業局	331	7.0	2.11	0.0	
群馬県病院局	343	9.0	2.62	0.0	
群馬県警察本部	611	17.0	2.78	0.0	
埼玉県企業局	453	12.0	2.65	0.0	
埼玉県病院局	705	17.0	2.41	0.0	
埼玉県議会事務局	67	1.0	1.49	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	31.0	2.79	0.0	
千葉県企業庁	530	19.0	3.58	0.0	
千葉県水道局	1,077	25.0	2.32	0.0	
千葉県病院局	686	15.0	2.19	0.0	
千葉県議会事務局	56	1.0	1.79	0.0	
北千葉広域水道企業団	90	2.0	2.22	0.0	
君津広域水道企業団	70	1.0	1.43	0.0	
千葉県警察本部	1,181	27.0	2.29	0.0	
東京都議会議会局	127	3.0	2.36	0.0	
東京都人事委員会	66	2.0	3.03	0.0	
東京都監査事務局	92	4.0	4.35	0.0	
東京都交通局	2,029	50.0	2.46	0.0	
東京都水道局	2,977	86.0	2.89	0.0	
東京都下水道局	1,349	57.0	4.23	0.0	
警視庁	3,022	34.0	1.13	29.0	
東京消防庁	430	2.0	0.47	7.0	
神奈川県企業庁	1,100	36.0	3.27	0.0	
神奈川県病院事業庁	997	24.0	2.41	0.0	
神奈川県議会事務局	72	5.0	6.94	0.0	
神奈川県警察本部	1,702	36.0	2.12	0.0	
新潟県企業局	98	1.0	1.02	1.0	
新潟県病院局	1,576	37.0	2.35	0.0	
新潟県警察本部	510	11.0	2.16	0.0	
富山県企業局	157	2.0	1.27	1.0	
富山県警察本部	319	6.0	1.88	0.0	
石川県警察本部	372	7.0	1.88	0.0	
福井県警察本部	303	6.0	1.98	0.0	
山梨県企業局	113	3.0	2.65	0.0	
山梨県警察本部	286	8.0	2.80	0.0	
長野県企業局	54	2.0	3.70	0.0	
長野県警察本部	431	10.0	2.32	0.0	
岐阜県警察本部	438	13.0	2.97	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	318	6.0	1.89	0.0	
静岡県警察本部	633	13.0	2.05	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	330	14.0	4.24	0.0	
愛知県病院事業庁	650	14.0	2.15	0.0	
名古屋港管理組合	279	5.0	1.79	0.0	
愛知県議会事務局	78	2.0	2.56	0.0	
愛知県警察本部	972	22.0	2.26	0.0	
三重県企業庁	124	3.0	2.42	0.0	
三重県病院事業庁	477	7.0	1.47	3.0	
三重県警察本部	396	9.0	2.27	0.0	
滋賀県企業庁	78	2.0	2.56	0.0	注4①
滋賀県病院事業庁	298	2.0	0.67	4.0	注4①
滋賀県警察本部	305	6.0	1.97	0.0	
京都府企業局	81	2.0	2.47	0.0	
京都府警察本部	768	18.0	2.34	0.0	
大阪府水道部	490	11.0	2.24	0.0	
大阪府議会事務局	63	2.0	3.17	0.0	
大阪府警察本部	1,793	41.0	2.29	0.0	
兵庫県議会事務局	64	1.0	1.56	0.0	
兵庫県企業庁	230	11.0	4.78	0.0	
兵庫県病院局	1,852	45.0	2.43	0.0	
兵庫県警察本部	843	22.0	2.61	0.0	
奈良県警察本部	340	9.0	2.65	0.0	
和歌山県警察本部	329	7.0	2.13	0.0	
鳥取県病院局	269	11.0	4.09	0.0	
鳥取県警察本部	224	4.0	1.79	0.0	
島根県警察本部	282	6.0	2.13	0.0	
岡山県企業局	113	3.0	2.65	0.0	
岡山県警察本部	438	9.0	2.05	0.0	
広島県議会事務局	59	0.0	0.00	1.0	
広島県警察本部	536	10.0	1.87	1.0	
山口県警察本部	484	14.0	2.89	0.0	
徳島県企業局	123	3.0	2.44	0.0	
徳島県病院局	334	9.0	2.69	0.0	
徳島県警察本部	298	6.0	2.01	0.0	
香川県警察本部	287	7.0	2.44	0.0	
愛媛県警察本部	424	10.0	2.36	0.0	
愛媛県公営企業管理局	741	24.0	3.24	0.0	
高知県病院局	245	5.0	2.04	0.0	
高知県警察本部	303	2.0	0.66	4.0	
福岡県警察本部	935	19.0	2.03	0.0	
佐賀県警察本部	292	6.0	2.05	0.0	
長崎県交通局	156	4.0	2.56	0.0	
長崎県病院局	142	3.0	2.11	0.0	
長崎離島医療組合事務局	635	7.0	1.10	6.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	7.0	1.66	1.0	
大分県企業局	112	2.0	1.79	0.0	
大分県病院局	228	2.0	0.88	2.0	注4②
大分県警察本部	342	8.0	2.34	0.0	
宮崎県企業局	84	1.0	1.19	0.0	
宮崎県病院局	411	12.0	2.92	0.0	
宮崎県警察本部	308	7.0	2.27	0.0	
鹿児島県立病院局	372	7.0	1.88	0.0	
鹿児島県警察本部	426	10.0	2.35	0.0	
沖縄県警察本部	301	7.0	2.33	0.0	
沖縄県企業局	302	8.0	2.65	0.0	
沖縄県病院事務局	805	16.0	1.99	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ① 滋賀県知事部局においては、7月18日付で企業庁及び病院事業庁と特例認定を受けた。この結果、滋賀県知事部局の障害者の数は81.0人、実雇用率2.44%、不足数0.0人となった。

② 大分県病院局においては、11月30日現在において、障害者の数は5.0人、実雇用率2.19%、不足数0.0人となっている。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	566,655	7,995.0	1.41	3,389.0	
北海道	29,238	455.0	1.56	129.0	
青森県	9,645	121.0	1.25	71.0	
岩手県	9,698	119.0	1.23	74.0	
宮城県	10,027	144.0	1.44	56.0	
秋田県	7,205	86.0	1.19	58.0	
山形県	7,080	65.0	0.92	76.0	
福島県	12,762	134.0	1.05	121.0	
茨城県	15,183	156.0	1.03	147.0	
栃木県	10,954	114.0	1.04	105.0	
群馬県	10,648	166.0	1.56	46.0	
埼玉県	26,710	279.0	1.04	255.0	
千葉県	23,072	297.0	1.29	164.0	
東京都	41,333	713.0	1.73	113.0	
神奈川県	21,615	294.0	1.36	138.0	
新潟県	14,820	149.0	1.01	147.0	
富山県	6,461	82.0	1.27	47.0	
石川県	6,642	111.0	1.67	21.0	
福井県	5,822	71.0	1.22	45.0	
山梨県	5,917	74.0	1.25	44.0	
長野県	12,781	210.0	1.64	45.0	
岐阜県	11,938	170.0	1.42	68.0	
静岡県	14,783	233.0	1.58	62.0	
愛知県	25,600	296.0	1.16	216.0	
三重県	9,972	128.0	1.28	71.0	
滋賀県	8,095	130.0	1.61	31.0	
京都府	7,809	166.0	2.13	0.0	
大阪府	24,242	549.0	2.26	0.0	
兵庫県	19,790	303.0	1.53	92.0	
奈良県	6,679	125.0	1.87	8.0	
和歌山県	6,895	133.0	1.93	4.0	
鳥取県	4,328	57.0	1.32	29.0	
島根県	5,287	70.0	1.32	35.0	
岡山県	11,002	112.0	1.02	108.0	
広島県	10,505	148.0	1.41	62.0	
山口県	8,880	118.0	1.33	59.0	
徳島県	5,533	80.0	1.45	30.0	
香川県	5,854	84.0	1.43	33.0	
愛媛県	9,505	140.0	1.47	50.0	
高知県	6,227	56.0	0.90	68.0	
福岡県	15,379	203.0	1.32	104.0	
佐賀県	5,826	82.0	1.41	34.0	
長崎県	9,613	131.0	1.36	61.0	
熊本県	9,931	170.0	1.71	28.0	
大分県	7,114	91.0	1.28	51.0	
宮崎県	7,316	99.0	1.35	47.0	
鹿児島県	10,742	152.0	1.42	62.0	
沖縄県	10,197	129.0	1.27	74.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	436,064	6,780.5	1.55	2,498.0	
日本郵政公社	219,194	3,129.0	1.43	1,474.0	
自動車検査	865	7.0	0.81	11.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	135	0.0	0.00	2.0	
医薬品医療機器総合機構	416	11.0	2.64	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,769	35.0	1.98	2.0	注5①
沖縄科学技術研究基盤整備機構	77	0.0	0.00	1.0	
海技教育機構	217	5.0	2.30	0.0	
海上技術安全研究所	218	4.0	1.83	0.0	
海洋研究開発機構	808	19.0	2.35	0.0	
科学技術振興機構	448	10.0	2.23	0.0	
家畜改良センター	924	19.0	2.06	0.0	
環境再生保全機構	142	1.0	0.70	1.0	注5②
教員研修センター	61	0.0	0.00	1.0	注5③
勤労者退職金共済機構	277	5.0	1.81	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	57	2.0	3.51	0.0	
原子力安全基盤機構	360	7.0	1.94	0.0	
建築研究所	111	2.0	1.80	0.0	
航海訓練所	121	2.0	1.65	0.0	
工業所有権情報・研修館	78	1.0	1.28	0.0	
航空大学校	116	2.0	1.72	0.0	
交通安全環境研究所	134	3.0	2.24	0.0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,092	53.0	4.85	0.0	
港湾空港技術研究所	111	2.0	1.80	0.0	
国際観光振興機構	121	2.0	1.65	0.0	
国際協力機構	1,327	28.0	2.11	0.0	
国際交流基金	217	4.0	1.84	0.0	
国際農林水産業研究センター	194	4.0	2.06	0.0	
国民生活センター	115	1.0	0.87	1.0	
国立印刷局	5,061	125.0	2.47	0.0	
国立科学博物館	201	2.0	1.00	2.0	
国立環境研究所	529	12.0	2.27	0.0	
国立健康・栄養研究所	89	2.0	2.25	0.0	
国立高等専門学校機構	4,177	88.0	2.11	0.0	
国立公文書館	66	2.0	3.03	0.0	
国立国語研究所	90	0.0	0.00	1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	286	8.0	2.80	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立青少年教育振興機構	731	6.0	0.82	9.0	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立特殊教育総合研究所	81	1.0	1.23	0.0	
国立博物館	292	8.0	2.74	0.0	
国立美術館	214	4.0	1.87	0.0	
国立病院機構	32,762	368.0	1.12	320.0	
雇用・能力開発機構	4,828	123.0	2.55	0.0	
産業技術総合研究所	4,710	34.0	0.72	64.0	
自動車事故対策機構	333	6.0	1.80	0.0	
種苗管理センター	368	8.0	2.17	0.0	
酒類総合研究所	48	0.0	0.00	1.0	
情報処理推進機構	145	2.0	1.38	1.0	
情報通信研究機構	628	13.0	2.07	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	500	6.0	1.20	4.0	
森林総合研究所	663	8.0	1.21	5.0	
水産総合研究センター	856	11.0	1.29	6.0	
水産大学校	118	4.0	3.39	0.0	
製品評価技術基盤機構	478	10.0	2.09	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	459	9.0	1.96	0.0	
造幣局	1,090	26.0	2.39	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
大学入試センター	119	4.0	3.36	0.0	
大学評価・学位授与機構	160	0.0	0.00	3.0	
中小企業基盤整備機構	837	19.0	2.27	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	374	8.0	2.14	0.0	
通関情報処理センター	95	1.0	1.05	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,819	39.0	2.14	0.0	
電子航法研究所	60	1.0	1.67	0.0	
統計センター	930	19.0	2.04	0.0	
都市再生機構	4,257	91.0	2.14	0.0	
土木研究所	443	9.0	2.03	0.0	
日本学術振興会	107	2.0	1.87	0.0	
日本学生支援機構	526	6.0	1.14	5.0	
日本芸術文化振興会	308	7.0	2.27	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,368	70.0	1.60	21.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	85	3.0	3.53	0.0	
日本スポーツ振興センター	351	9.0	2.56	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	1,004	14.0	1.39	7.0	
日本貿易保険	126	2.0	1.59	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	252	3.0	1.19	2.0	注5④
農業者年金基金	84	1.0	1.19	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	2,502	45.0	1.80	7.0	
農業生物資源研究所	575	10.0	1.74	2.0	
農畜産業振興機構	206	5.0	2.43	0.0	
農薬検査所	72	2.0	2.78	0.0	
農林漁業信用基金	120	2.0	1.67	0.0	
農林水産消費技術センター	473	5.0	1.06	4.0	
肥飼料検査所	159	2.0	1.26	1.0	
福祉医療機構	296	6.0	2.03	0.0	
物質・材料研究機構	596	10.0	1.68	2.0	注5⑤
文化財研究所	239	2.0	0.84	3.0	
平和祈念事業特別基金	67	1.0	1.49	0.0	
防災科学技術研究所	241	4.0	1.66	1.0	注5⑥
放射線医学総合研究所	470	9.0	1.91	0.0	
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,596	34.0	2.13	0.0	
緑資源機構	521	14.0	2.69	0.0	
メディア教育開発センター	131	1.0	0.76	1.0	
理化学研究所	3,143	67.0	2.13	0.0	
林木育種センター	157	3.0	1.91	0.0	
労働安全衛生総合研究所	116	1.0	0.86	1.0	注5⑦
労働者健康福祉機構	8,340	178.0	2.13	0.0	
労働政策研究・研修機構	132	5.0	3.79	0.0	
年金積立金管理運用	69	1.0	1.45	0.0	
北海道大学	3,694	50.0	1.35	27.0	
北海道教育大学	521	14.0	2.69	0.0	
室蘭工業大学	187	4.0	2.14	0.0	
小樽商科大学	123	4.0	3.25	0.0	
帯広畜産大学	180	1.0	0.56	2.0	
旭川医科大学	742	7.0	0.94	8.0	
北見工業大学	177	1.0	0.56	2.0	
弘前大学	1,222	12.0	0.98	13.0	
岩手大学	498	9.0	1.81	1.0	
東北大学	3,996	44.0	1.10	39.0	
宮城教育大学	204	7.0	3.43	0.0	
秋田大学	1,021	9.0	0.88	12.0	
山形大学	1,304	17.0	1.30	10.0	
福島大学	312	6.0	1.92	0.0	
茨城大学	547	10.0	1.83	1.0	
筑波大学	2,869	86.0	3.00	0.0	
宇都宮大学	411	6.0	1.46	2.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
群馬大学	1,488	5.0	0.34	26.0	
埼玉大学	518	7.0	1.35	3.0	
千葉大学	1,983	21.0	1.06	20.0	
東京大学	6,541	97.0	1.48	40.0	
東京医科歯科大学	1,669	33.0	1.98	2.0	
東京外国語大学	234	1.0	0.43	3.0	
東京学芸大学	599	14.0	2.34	0.0	
東京農工大学	483	9.0	1.86	1.0	注5⑧
東京芸術大学	316	3.0	0.95	3.0	
東京工業大学	1,410	17.0	1.21	12.0	
東京海洋大学	262	5.0	1.91	0.0	
お茶の水女子大学	329	6.0	1.82	0.0	
電気通信大学	332	6.0	1.81	0.0	
一橋大学	359	6.0	1.67	1.0	
横浜国立大学	684	11.0	1.61	3.0	
新潟大学	1,927	38.0	1.97	2.0	
長岡技術科学大学	231	4.0	1.73	0.0	
上越教育大学	200	3.0	1.50	1.0	
富山大学	1,402	17.0	1.21	12.0	
金沢大学	1,805	22.0	1.22	15.0	
福井大学	814	18.0	2.21	0.0	
山梨大学	1,118	19.0	1.70	4.0	
信州大学	1,657	28.0	1.69	6.0	
岐阜大学	1,233	19.0	1.54	6.0	
静岡大学	825	27.0	3.27	0.0	
浜松医科大学	791	16.0	2.02	0.0	
名古屋大学	2,946	57.0	1.93	4.0	
愛知教育大学	412	8.0	1.94	0.0	
名古屋工業大学	342	4.0	1.17	3.0	
豊橋技術科学大学	250	3.0	1.20	2.0	
三重大学	1,355	12.0	0.89	16.0	
滋賀大学	259	5.0	1.93	0.0	
滋賀医科大学	800	9.0	1.13	7.0	
京都大学	4,499	73.0	1.62	21.0	
京都教育大学	270	5.0	1.85	0.0	
京都工芸繊維大学	309	4.0	1.29	2.0	注5⑨
大阪大学	4,024	57.0	1.42	27.0	
大阪外国語大学	182	3.0	1.65	0.0	
大阪教育大学	408	6.0	1.47	2.0	
兵庫教育大学	201	4.0	1.99	0.0	
神戸大学	2,275	38.0	1.67	9.0	
奈良教育大学	167	1.0	0.60	2.0	
奈良女子大学	283	8.0	2.83	0.0	
和歌山大学	342	5.0	1.46	2.0	
鳥取大学	1,343	24.0	1.79	4.0	
島根大学	1,178	18.0	1.53	6.0	
岡山大学	1,616	24.0	1.49	9.0	
広島大学	2,259	39.0	1.73	8.0	
山口大学	1,592	22.0	1.38	11.0	
徳島大学	1,347	18.0	1.34	10.0	
鳴門教育大学	210	4.0	1.90	0.0	
香川大学	1,225	22.0	1.80	3.0	
愛媛大学	1,205	17.0	1.41	8.0	
高知大学	1,147	12.0	1.05	12.0	
福岡教育大学	295	7.0	2.37	0.0	
九州大学	3,898	50.0	1.28	31.0	
九州工業大学	440	13.0	2.95	0.0	
佐賀大学	1,217	20.0	1.64	5.0	
長崎大学	1,885	25.0	1.33	14.0	注5⑩
熊本大学	1,525	40.0	2.62	0.0	
大分大学	1,103	24.0	2.18	0.0	
宮崎大学	1,175	22.0	1.87	2.0	注5⑪

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿児島大学	1,258	28.5	2.27	0.0	
鹿屋体育大学	92	2.0	2.17	0.0	
琉球大学	1,419	20.0	1.41	9.0	
総合研究大学院大学	48	0.0	0.00	1.0	
政策研究大学院大学	81	2.0	2.47	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	186	2.0	1.08	1.0	注5②
奈良先端技術大学院大学	284	5.0	1.76	0.0	
筑波技術大学	116	15.0	12.93	0.0	
人間文化研究機構	417	7.0	1.68	1.0	
自然科学研究機構	848	13.0	1.53	4.0	
高エネルギー加速器研究機構	823	7.0	0.85	10.0	
情報・システム研究機構	485	7.0	1.44	3.0	注5③
日本司法支援センター	124	0.0	0.00	2.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,266	27.0	2.13	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	248	5.0	2.02	0.0	
公営企業金融公庫	80	2.0	2.50	0.0	
国民生活金融公庫	4,740	100.0	2.11	0.0	
住宅金融公庫	1,069	24.0	2.25	0.0	
中小企業金融公庫	2,090	48.0	2.30	0.0	
農林漁業金融公庫	914	18.0	1.97	1.0	注5④
国際協力銀行	888	15.0	1.69	3.0	
日本政策投資銀行	1,352	32.0	2.37	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 宇宙航空研究開発機構においては、11月1日現在において、障害者の数は37.0人、実雇用率2.12%、不足数0.0人となっている。
② 環境再生保全機構においては、11月1日現在において、障害者の数は3.0人、実雇用率2.13%、不足数0.0人となっている。
③ 教員研修センターにおいては、11月1日現在において、障害者の数は2.0人、実雇用率3.28%、不足0.0人となっている。
④ 農業環境技術研究所においては、12月1日現在において、障害者の数は5.0人、実雇用率1.90%、不足数0.0人となっている。
⑤ 物質・材料研究機構においては、12月1日現在において、障害者の数は12.0人、実雇用率2.01%、不足数0.0人となっている。
⑥ 防災科学技術研究所においては、12月1日現在において、法定雇用障害者数の基礎となる職員数は238人、障害者の数は4.0人、実雇用率1.68%、不足数0.0人となっている。
⑦ 労働安全衛生総合研究所においては、9月30日現在において、障害者の数は3.0人、実雇用率2.59%、不足数0.0人となっている。
⑧ 東京農工大学においては、10月1日現在において、障害者の数は11.0人、実雇用率2.25%、不足数0.0人となっている。
⑨ 京都工芸繊維大学においては、12月8日現在において、障害者の数は9.0人、実雇用率2.89%、不足数0.0人となっている。
⑩ 長崎大学においては、12月1日現在において、障害者の数は40.0人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。
⑪ 宮崎大学においては、12月1日現在において、障害者の数は25.0人、実雇用率2.13%、不足数0.0人となっている。
⑫ 北陸先端科学技術大学院大学においては、10月1日現在において、障害者数は3.0人、実雇用率1.61%、不足数0.0人となっている。
⑬ 情報・システム研究機構においては、12月1日現在において、障害者の数は10.0人、実雇用率1.92%、不足数0.0人となっている。
⑭ 農林漁業金融公庫においては、12月1日現在において、障害者の数は19.0人、実雇用率2.11%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。